

## 江戸時代出版『庭訓往来』注釈書にみる作者説

小木曾 千代子

### はじめに

小稿は、江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書に於いて『庭訓往来』の作者説がどのように展開したのかを辿つたものである。始めに江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書について概説しておきたい。江戸時代には『庭訓往来』の注釈書が数多く出版された。その中で現在のところ刊記の確認できるものとしては寛永八年（一六三二）に出版された「庭訓往来註」を嚆矢とする。<sup>1)</sup>本書はその後、注釈の用字を片仮名から平仮名へと変化させながら版を重ねた。版を重ねたそれらの書を吉井始子氏は、「寛永八年板系統」と称して、寛永八年以降元禄十五年（一七〇二）までの間に於いて、寛永十六年十月、寛永十九年十一月、慶安二年二月、承応四年二月、明暦元年六月、同年十一月、万治元年八月（以上片仮名抄）、万治二年四月、寛文八年五月（以上平仮名抄）に

出版されたものを確認され、更に出版年不明のものも複数確認された<sup>2)</sup>。また、『吉井始子寄贈図書目録 庭訓往来・その他の往来物等』<sup>3)</sup>には論文に紹介された点数よりも更に多くが紹介されてある<sup>4)</sup>。

さて、『庭訓往来』の注釈書は、寛永八年以来「寛永八年版系統」本が圧倒的に普及したが、元禄十五年（一七〇二）五月に永井如瓶著『庭訓往来諺解大成』（以下『諺解大成』）が出版され、『庭訓往来』の注釈世界は新たな段階に入る。『諺解大成』は、当初、序、巻之一春、巻之二夏、巻之三秋、巻之四冬の五巻五冊で出版され、本文は、各状の文面をいくつかの段落に区切り、段落ごとに注釈を細字双行で記す。すなわち『庭訓往来』の本文である各状の文面と注釈とが混在する版面であり、傍訓は片仮名、注釈は平仮名交じり文である。文面と注釈とが混在する副注の体裁は、既に慶安二年版（図2）が採り入れ、注釈文を平仮名交じりとすることは万治二年版（図4）が採り入れているので、目新しい体裁ではない。『諺解大成』の独自性は、注釈内容が「寛永八年版系統」とは全く異なる点である。この『諺解大成』も版を重ね、当初の五巻五冊本（注4 図4 石川謙氏文献七五頁、注2 吉井氏文献二五頁）のほか、題簽を「庭訓往来諸抄大成」と変えた同年五月出版の四巻二冊本（注3 文献一七頁）や宝永三年（一七〇六）九月出版の四巻四冊本（上掲石川氏文献同頁）があり、また、当初の題簽どおり『庭訓往来諺解大成』とした文化十二年（一八一五）三月求板の四巻四冊本（上掲吉井氏文献同頁）や合本一冊本（上掲吉井氏文献同頁）がある。四巻本は五巻本の第一冊目「序」を除く。更に後人が書名を変えた嘉永四年（一八五二）五月序文の『庭訓往来證注大成』一巻一冊本がある（上掲石川氏文献同頁、上掲吉井氏文献二六頁）。出版物ではないけれども伊勢貞丈が補訂した安永三年（一七七四）六月の序文を付す『庭訓往来諸抄大成扶翼』（上掲石川氏文献同頁、吉井氏文献同頁・注3 文献一頁）があり、当時の『諺解大成』に対する関心の高さが窺える。一方、『諺解大成』とは別の注釈書も編まれ、出版された。寛政十二年（一八〇〇）七月出版の『庭訓往来捷註』、天保五年（一八三

四) 十二月出版の『庭訓往来具注鈔』などは注目されている。石川謙氏は、各注釈書の特徴を踏まえ、それらを「註本系庭訓往来」と称して次のように分類された(上掲石川氏文献七一頁)。

第一類 庭訓往来註

第二類 庭訓往来抄

第三類 庭訓往来諺解大成

第四類 庭訓往来捷註

第五類 庭訓往来図抄

第一類とされた「庭訓往来註」は、今日で言う「真名抄」のことである。<sup>(5)</sup> 石川氏は「室町期の註本」を第一類とされて「庭訓往来註」を挙げられた。室町期の注釈本は他にもあるけれども氏が挙げられたのは本書のみである。第二類の「庭訓往来抄」は今日で言うところの寛永八年刊『庭訓往来註』である。この系統のものを第二類とされた。吉井氏の言う「寛永八年板系統」である。第三類は元禄十五年刊『諺解大成』系統のものである。『諺解大成』については上に説明した。第四類は児童教育中心の施注様式を採用したもので、寛政十二年刊『庭訓往来捷註』が分類の筆頭に位置する。第五類は字注を主にして不足のところを絵で補ったものでその筆頭に貞享五年以前刊『庭訓往来図抄』が位置する。

今回、小稿で調査対象とするのは、石川氏の分類に沿い、第一類は江戸時代以前の成立故これを除いた第二類から第五類までに亘る八点である。調査本を年代順に並べると次のようになる。

寛永八年 (一六三二) 八月 庭訓往来註(第一類)

万治二年 (一六五九) 九月 新撰庭訓抄

貞享五年 (一六八八) 三月 庭訓往来図贊(絵第一類)

元禄十五年 (一七〇二) 五月 庭訓往来諺解大成(第三類)

寛政十二年 (一八〇〇) 七月 庭訓往来捷註(第四類)

文政十二年（一八二九）八月 校正 兩点庭訓往来絵鈔（絵第一類）

天保五年（一八三四）十二月 庭訓往来具注鈔（第四類）

弘化二年（一八四五）十二月 庭訓往来講釈（第五類）

万治二年刊『新撰庭訓抄』は、昭和四十七年に発見・紹介されたものであり、故に石川氏の分類表には入っていない。弘化二年刊『庭訓往来講釈』は、第五類の指標とされた『庭訓往来図抄』の調査が及ばなかったため、その代わりとしたものであり、同じ第五類に分類されている。「絵第一類」とあるのは、挿絵を設けて本文の理解を促す工夫のされた本を石川氏は「註本系庭訓往来」と区別して分類し「絵抄系庭訓往来」と称された<sup>6</sup>、その「第一類」のものである<sup>7</sup>。『庭訓往来絵鈔』の著者は、次に挙げた『庭訓往来具注鈔』と同じであり、本書の作者説を紹介したいと考えて取り上げた。『庭訓往来図贊』は、刊年の分かる『庭訓往来』絵入り本として最初のものであるとされることから『庭訓往来絵鈔』との比較のため取り上げた。この八点の書が『庭訓往来』の作者についてどのような説明をしているのかを見、作者説の展開を辿る。

一、『庭訓往来註』寛永八年（一六三二）八月刊 上下二巻二冊 大本 著者未詳

本書は、先に説明したとおり、江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書の中で刊年の明らかな最初のもので、また、その後に及ぼした影響も大きい。本書一枚目表に「庭訓往来序」と題して「夫仏法王法ヲ修ムル事八仁義礼智信ヲ宗トス」と始まる一文がある。その全文は先の小稿で紹介したことから（注1文献）、ここでは作者に関わる部分のみ紹介する。後掲図1参照。

中比ナカヒ、天台山トウタイサンニ独ヒトリノ学匠ガクシヤウ在。名ヲ玄惠法印ト云。生国ナマクニ八羽州ノ人也。久ク比叡山ヒエイサンニ学特シケリ。或ル時、禁中キンチュウへ被サレ召メ、年来ナニトシ之学問ガクブツニ奇特キヤクテツ有ル事ヲ御所望ミヤトノゾコシ有レ之刻キタメ、庭中テイチュウニテ一卷ノ書札ヲ染筆ス。見給ミタマヒ八十二月ヲ兼カキ而、潜カサニ法度ヲ顯ス也。御門、此ノ文ヲ叡覽在テ則ナラバ庭訓往来ト名付給ヒシ也。

ここに述べられていることをまとめると次のようになる。

時代 中比（頃）

場所 天台山

身分 学匠

人名 玄惠法印

生国 羽州

成立事情 禁中に召されて庭中にて染筆

内容 十二月に法度を表す

書名 叡覽の後、帝が「庭訓往来」と名付ける

作者を玄惠法印とする典拠についての言及は無い。既成事実として玄惠法印の名を出して玄惠は中比（今日的には「中頃」の表記ながら以下本書に関わる場合は「中比」と表記）の時代の人物であり、その生国は羽州、比叡山で学問に励み、その名が帝にも届き、召されて庭中に於いて一卷の書を染筆し、帝が庭訓往来と名づけたとある。そしてまたその庭訓往来は十二月があり、その中に法度を表したとする。

本書が元和・寛永頃の刊行と考えられている（川瀬一馬氏著『古活字版之研究』七二頁）古活字版『庭訓抄』を

基としていることは明らかである（注一文献）。よってこの序文に言うところは少なくとも室町末期には世間に知られた伝承である。玄恵法印の生国を羽州とするのは、室町末期には成立していた他の注釈書には見えない伝承である。「生国羽州」の点については後述「六」参照。

一、『新撰庭訓抄』 万治二年（一六五九）九月刊 上中下三卷四冊 大本 著者未詳

本書については吉井始子氏の詳しい研究と全文の翻刻がある。吉井氏の研究に依れば本書は「旧抄」（真名抄）と寛永八年刊の『庭訓往来註』系統の注釈書とを下敷きにして作られたものであり、本書の編者あるいは執筆者については不明、刊記は「万治二歳ノ亥 九月吉日ノ武藤氏写ノ松長伊右衛門開板」とあり、筆者武藤氏は漢文九年版『自遣往来』の筆者であり大阪人、開板者松長伊右衛門は、万治より寛文にかけての京阪方面の書肆かと推測された。<sup>(8)</sup>

さて、本書の巻頭に「新撰庭訓抄之序」と題した一文と書入注とがあり、それらによって本書の作者説を知ることが出来る。稿者は原本未見であり、吉井氏が翻刻されたものを借用し、稿を進めたい。なお、本書は、吉井氏の翻刻されたもの以外知られていないので始めに序文と書入注全部を紹介する（国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」の画像と対校してわずかながら私に改めた箇所がある。また、吉井氏は原本の全てを翻刻されたが、小稿では傍訓は省略した。句読点は原文にも吉井氏の翻刻にも存在しないが私に打った。なお、文中の「一」から「10」の番号は行論上私に打ったものである。）。

新撰庭訓抄之序

夫和国之風俗、天地開始、於天浮橋、陰陽之二神初言「1」女人和合通以來嗣統而至于百王之末一畢。中間天智天皇之時吉田大明神化生從事官人。當時、外記源三位苗裔是也。四道書文無師、而自發明之。菅江共歸之、為王師如文武成之長子「1才」房乎。凡文者載道之器也。器為質也。如何夫必學也。「2」必學の字、覺なり不學則不知道、不知道身不成立。是以謂非理、無立事。立事有顯理之巧誠哉。竺支日之事胥包以無不及談話可謂之文也。梵漢和之隔以語音分到語音不通之處秦晉晉唐之三藏之學者訖之。「3」なりつたへいふ然則蝌蚪「1ウ」与仮名「4」蝌蚪ハ古文字也通復通。雨曰安米、風曰「5」客行征、筆曰「6」天、硯曰松蘇利其伝明鏡也。或及文章則返点於字如顯王沢五種之句之法。爰仁皇九十五代後醍醐天皇御宇、將軍賴經公時「6」北畠玄惠法印人山門為上綱。或時徒然「2才」余作此書、以被誦習山内御童子。当帝依及聞召、召出觀感之故被置禁中。淡路廢帝「7」治世百王殿に入ると也 百四代の時伏見の時也詔而流布天下。然間源三位預之。本經史子集之四部、甲乙丙丁以為次。同四部飾副軸帶帙皆異色。甲「2ウ」部經紅牙籤、乙部史錄牙籤、丙部子碧牙籤、丁部集白牙籤。式目、庭訓是等之類本集部料紙黃也。表副白紙散銀薄、軸白、上下共三分、橫三分、紙之長一尺三寸五分、上一寸、下一寸。代々「8」代々也「3才」自諸部之中求古事集解部裡。或梵漢和字也。又有仮難波津安積山竺支之事也。或三十一字十四字十七字風躰出于辺序題曲流之法。追尋彼之起而已。「9」私云惣而公家之書有十三部、所謂「3ウ」10尺素往來朗詠集式条庭訓往來源氏伊勢物語等也。凡有入望式紙歌詩則用朗詠、望手本則尺素、望三文章則明衡、望物語則源氏伊勢物語也。「4才」

(稿者注、以下頭注。序文の「秦晉唐之三藏」の近く、「丁裏八行目の上欄より始まる。序文の字詰を三字下げにして棚が儲

けてある。私に一項ごとに改行し番号を打ち、句点を打った。）

唐の玄奘三蔵、秦の法護三蔵、晋「一ウ」の仏法三蔵。

一此時將軍頼経に八十五代にわたる百余年也。頼経八八十五代後堀河院の時、藤原頼経將軍とす。関東へ下向す。

五経の句

1 一茗鳥登天の句是をのつから句のおハリの字より読八しめて句の頭の字にいたりて読とむる也。所謂不須生類。

2 二飛鳥成下の句是句の中間より読はしめて「二才」句のおはりにいたりてよみとむる也。いはゆる觀レ身岸額離レ根草論レ命江頭不レ繫舟。

3 三獅子奮迅の句是八句の頭に一字おいて第二第三より読初て句の終より初に至てよ三留也。いはゆる無下尽二諸有結後煩惱又慈十方於平等悲法界於一子。

4 四蝦蟇起乱の句八じめよりよみ初て字をこへて句の終に至て字をこえて「二ウ」読とむるなり。所謂蛇無レ足登二白雲虹無レ水擊二黄泉此等也。

5 五菩提妙徳の句次第に句のかしらより読くだりてこえずかへらずよむ也。いはゆる茵花朝開夕萎蜉蝣早生速死此等也。

副ハやうほゑなり。帯ハひほなり。帙ハ書を入れるもの也。唐本にあり。軸ハしるすに及はず。「三才」

1 なのはづにさくや此花冬こもりいまハはるへとさくや此花

2 古今に有。



3 此花は梅也。

1 あさか山影さへミゆる山の井のあさく八人を思ふものかハ

2 序なり。采女か歌也。

1 あなくるしいとそくるしきあおやきのわか行かた八よりによられて

2 古今有。

五月やミくらハし山のほとゝきすおほつ「三ウ」かなくもなきわたる哉

辺序十跡の事也。「四才」

(稿者注、以下序末書入注。四丁表の余白を残し面を改めて四丁裏から始まる。文字は頭注と同じ大きさの細字。序文は一面八行、頭注及び以下の文章は十四行。「庭訓往来」と始まる文頭は序文と同じ高さを保ち、3の途中、五丁表に入る「玄恵其うちなり」から上欄に凡そ四字上げにして始まる。傍訓は一部のみを取り上げ、句点は原文のままである。)

1 庭訓往来。此書八人王九十五代。後醍醐天皇の時。諸宗の宗論の時。第一番にいつる人なり。然時八九十五代後醍醐の時の人なり。異説用へからず。此庭訓叡山に武家の御ちごあり。玄恵懇志あり。故に文章又字尽を所望せらるゝなり。これによつて十二月分又閏月までかゝるゝなり。2 論語八巻めに陳亢問

伯魚「子曰亦有「異聞」」対曰未嘗「立」趨過「庭」曰「学」詩畢対曰未「学」詩無「以」云「退学」他曰又「立」趨過「庭」学「たり」礼乎対曰未「学」礼無「以」立「鯉」退学「礼」聞「斯」者「陳元退喜」曰「聞」一得「三」聞「詩」聞「礼」聞「君子」之遠「其子」也「季子」篇にあり。3 北畠の玄恵法印八。姓は藤原叡山の住僧にして被「拳」上綱。故に山門

の上綱に号す。綱八官なり。叡山に三上綱あり云々玄恵其うちなり。羨憲澄憲玄恵おなじ時の耆英なり才学相並ひとへに左右のつばさのことくなり。玄恵北畠に居る故に。北畠玄恵法印と号するなり。帝叡感あ

り。故につたへて天下にをこなハるゝなり。 4 後醍醐の時。三井寺北畠大納言東寺奈良の四大寺其余三千八百寺其中に三井寺の僧聖東寺の虎聖奈良の阿一上人此等張本として。禅宗と宗論をなす。元弘四年正月廿一日清凉殿におゐてあり。 5 此書高倉院の時といふ八非也。後鳥羽院の時代なるべし。その故八高倉院のときいまだ禅宗なし。後源実朝將軍の時。はじめて千光国師京都へ来りて。建仁寺を建立す。これ禅家の最初なり。然る時八。後鳥羽院の代なり。 6 玄恵八宗論の人数にあらず。衆僧一分にして。山にゐたる法師也。内裡へ細々出入の人なり。 7 扨閏の時代を以見るに。第九十三代。後二条院の時。嘉元に序<sub>二</sub>聚分韻<sub>一</sub>。

(稿者注、以下頭注。四丁表の 1 「庭訓往来」の上欄にある。)

或説に此兎叡山一見に来る也玄恵御所望ありて弟子になす也十九歳にて死する也塚叡山にあり

「新撰庭訓抄之序」と「真名抄」序との比較

右に引用した「新撰庭訓抄之序」と題が付された文章は、既に注記したとおり大字の部分と細字の部分とからなる。書き出しの「夫和国之風俗」以下「望物語則源氏伊勢物語也」までが大字であり、吉井氏が指摘しているとおりこの部分は「真名抄」の巻頭に置かれた一文と同文である。「真名抄」には特に「序」というような題は付されていないけれどもその体裁、内容は序文そのものである。「新撰庭訓抄」が「序」と銘打つたのも当然である。 1 「庭訓往来。此書八人王九十五代」以下 7 「聚分韻」までの一群の記述は、頭註と同じく一面十四行詰の細字であることからこの一群は、頭註同様の書入注なのである。吉井氏は、この一群中の或る箇所が「真名抄」の伝本の一つに存在する頭註と一致することに気づかれたが、その関係については「今は詳らかでな

い」と述べられ、『新撰庭訓抄』は、「真名抄」と寛永八年版系統（古活字版『庭訓抄』を含む）のものとの二系統の注釈書を下敷きにして作り上げられたものであると説明された。

さて、『新撰庭訓抄』が『庭訓往来』の作者についてどのように説明しているのかを右に紹介した序文と書入注とから探っていきたい。しかし、吉井氏によって序文が「真名抄」のものであり、また、注記の一部も「真名抄」のもと同文であると指摘されていることから、まず、「真名抄」との関わり具合を調べ、『新撰庭訓抄』の独自性がどの部分かを見極め、その上で本書の作者説をみることにする。吉井氏が『新撰庭訓抄』の翻刻の際、対校に用いた「真名抄」は（吉井氏は「旧抄」と呼称、注（4）図2に挙げた石川謙氏編『日本教科書大系第三巻古往来（三）』所収の『庭訓往来註』（底本東京大学図書館蔵影写本）である。『新撰庭訓抄』の独自性を探るには他の「真名抄」伝本との異同も確認したい。そこで、次に挙げた九本の「真名抄」を対校本として、異同を確認した。

対校に用いた「真名抄」

『日本教科書大系第三巻古往来（三）』所収『庭訓往来註』（底本東京大学図書館蔵影写本）。略称 教科書大系本（以下同）。

国会図書館蔵『左貫注庭訓往来』。左貫注。

東京大学史料編纂所蔵『庭訓往来』三宅玄達所持本の影写本。東大史三宅本。

国会図書館蔵『庭訓往来鈔』榎原芳野旧蔵本。国会榎原本。

静嘉堂文庫蔵『庭訓往来鈔』神谷三園奥書。静嘉三園本。

東洋文庫蔵『庭訓之抄』永田徳本所持本。東洋徳本本。

名古屋市蓬左文庫藏『庭訓往来抄』。 蓬左文庫本。

東京大学国語研究室藏『庭訓抄』五山本かとの識語有り。 東大国五山本。

東京大学国語研究室藏『庭訓往来抄』。 東大国研本

序文について

吉井氏が示された異同のうち使用漢字の違い、「之」の有無などを除き、序文の中の番号「1」から「10」について調査したところ次のようなことが分かった。

調査箇所「1」の「女人」に対して教科書大系本に「男女」とあることは、吉井氏が校異として示されたが、他の対校本には見当たらず、全て「女人」である。このうち東洋徳本本と静嘉三園本が「女人」の脇に異本注記として「夫婦」と記す。「男女」は特異な存在である。

割注が「2」「3」「4」「7」「8」の五箇所存在するが、対校本全てに割注は存在しない。但し、「4」の「蛸斗」についての割注「蛸斗八古文字也」のうち「古文字也」が「蛸斗」の脇に書き入れてある伝本が五本存在する（左貫注、国会榊原本、静嘉三園本、蓬左文庫本、東大国研本）。「7」は「淡路廢帝」についての割注であるが、この割注と異なる内容の脇注のある伝本が三本存在する（左貫注、国会榊原、東大国研本）。更に、『新撰庭訓抄』とは異なる箇所にも脇注のある伝本が存在する。以上のことから割注は本来脇注であったものを印刷に当たり割注形式にしたものと考えられるが、未確認伝本の中に割注形式のものが存在する可能性もある。

「5」の「客行征」は、『風曰「客行征」とある箇所「客行征」に「かあせ」と振り仮名が付けてある。吉井氏は「客行征」の表記に対して教科書大系本は「客征」とあると異同を指摘された。「客征」とある伝本が他に三本存在する（東史三宅本、東洋徳本本、東大国五山本）。そのうち東洋徳本本は異本注記として「行」を示す。

「6」の「北畠」の箇所は、吉井氏の翻刻は虫損のため表記されていないが、原本（電子画像）で確認したところ「頼経公時北畠」とある。この箇所の対校本は全て「頼経公時北畠」である。

「9」の「私云」は、本書『新撰庭訓抄』の場合、その前文に続けての記述であり、当然、文字の大きさも前文と同じである。対校本は全て改行しての記述である。「私云」とあることからその前までとは区別して改行しているのである。但し、改行してからの記述には二通りあり、文字の大きさが前文と同じものと細字のものに分かれる。細字のものは一本（静嘉三園本）で、他の八本は同じ大きさである。『新撰庭訓抄』の底本が既に前文に続けての一筆書きであったのか、印刷の際に変わったのかは未詳。

「10」の箇所は『新撰庭訓抄』には「尺素往来朗詠集」とあり、これに対して全ての対校本には「尺素往来明衡往来新撰遊覚往来朗詠集」とある。

以上の結果、『新撰庭訓抄』独自の点が存在するのは、「真名抄」の伝本の中でも珍しい類いの伝本を出版の際に底本としたためか、或いは『新撰庭訓抄』の著者（编者）の意図に依るのかは不明ながら、これらの異同は小稿で問題とする作者説に関わるものではない。序文には、「將軍頼経」や「淡路廢帝」が登場して時代錯誤も甚だしいけれども、『庭訓往来』の成立年代についての序文の認識は、文中の文言で示せば「仁王九十五代後醍醐天皇の御宇」、「北畠玄恵法印」が「或時徒然余作『此書』」、「当帝依」及「聞召」、「流」布天下」である。すなわち本書『新撰庭訓抄』の見解は、『庭訓往来』は玄恵法印の著作であり、玄恵法印は後醍醐天皇時代の人物であるというものである。この見解は、同文の序文が存在する「真名抄」の見解でもある。その点、先に取り上げた寛永八年刊の『庭訓往来註』の見解がその前身である古活字版『庭訓抄』のものであるのと対を成す。

書入注について

次に書入注について見ていきたい。引用文の から までは頭注である。 は にかけて記されてあるが別項とした。 は、引用文のところには分かりやすく「序末書入注」と見出しを付けたが、四丁表で終了している序文とは面を変えて四丁裏から頭注と同じ大きさの細字で「庭訓往来」と始まる一群の記述である。対校本との比較上私に分割した。 は、 の上欄に存在する注記である。なお、「真名抄」伝本の中には書入注の存在しないものがあることから存在する伝本を対校本とした。また、この に相当する対校本諸本の書入注の書き様は様々で、本書の如く一群に書き続けたものが四本（左貫注、国会神原本、静嘉三園本、東大国研本）、二条、或いは三条に分けて並記したり、余白に書き入れたりしたものが五本（教科書大系本、東大史三宅本、東洋徳本本、蓬左文庫本、東大国五山本）である。

さて、対校本の書入注との比較で分かったことは次の事柄である。

から までは序文の文言についての注であることは、頭注の位置からも自明のことである。この中で本書『新撰庭訓抄』にのみ存在するのは、 、 、 である。他のものは文言の違いや注記量の違いがあっても対校本九本のいずれかに何かしらの注記が存在する。本書独自の三項は、対校本以外の「真名抄」伝本に存在するか、本書著者（编者）の加筆かは未詳。

の一群の内容は、『庭訓往来』の成立や作者玄恵法印についての説明である。 1 は文脈が乱れているけれどもおそらく「此書は」の部分は「此書の作者玄恵法印は」となるのである。ここには『庭訓往来』の作者玄恵法印の時代と執筆動機、そして『庭訓往来』に収めてある書状が十二月分に閏月の分を加えたもので構成されていること等が述べてある。 2 は書名『庭訓往来』の「庭訓」の典拠についてである。 3 は、玄恵法印の人物像を述べたものであり、 4 は 1 にある「宗論」について述べたもので、言わば 1 の細説である。 5 ・

6は、1に対する異説の紹介であろう。は1の上欄に存在する頭注であり、その記載位置から明らかによろしく1に記された執筆の動機「御ち」のためという説の異説の紹介である。

更に詳しく見るならば1は、本書独自のものである。勿論、この「玄恵法印は後醍醐天皇時代の宗論に出席した人物故、玄恵は後醍醐天皇時代の人物である」とする説は、後出の4の注記を根拠に導かれた説であり、

4と類似した書入注が対校本のうち左貫注、静嘉三園本、東洋徳本本、東大研本に存在し、また、蓬左文庫本には「此書起之事<sup>ハ</sup>仁王九十五代后醍醐天皇御宇<sup>ニ</sup>起也、其故<sup>ハ</sup>洛中宗論之時、北畠玄恵法印第一人也」と記した書入注が存在することから、1にある「第一番にいづる人なり」の表現も既に存在していた説を元としていたのであろうと考えられ、1が本書独自の説とは言えないが、1のような表現でまとめた注記は他に見当たらず、独自である。また、ここには「字尽」や「閨月」の文言があり、これらの文言は対校本には存在しない。

2は、『庭訓往来』の「庭訓」の典拠として、『論語』の一節を引用紹介したものである。酷似の書入注は左貫注、静嘉三園本、東洋徳本本、蓬左文庫本、東大五山本、東大研本に存在する。この書入注は、「真名抄」の冒頭の「庭訓往来」に付された注記を細説した内容である。

3は、吉井氏が「真名抄」に存在することを指摘された注記である。当注は、吉井氏が参照された教科書大系本だけでなく対校本全てに存在する。但し、その書入注の冒頭には「此ノ書八人皇八十代高倉院ノ時、北畠ノ玄恵法印所撰述<sup>ル</sup>也。」(教科書大系本)の一文が存在し、その後3の文が続ぎ、また、文末には「公家ノ書八総シテ十三部ト云フ也」の一文が存在する。3にそれらが存在しないのは1との整合を図り後醍醐天皇時代説と齟齬する高倉院時代説を言う箇所の一を外し、玄恵法印の人物像を伝える部分のみを採り入れたのだと推測する。ところで、対校本の中には3の文中の「綱は官なり」の一文が存在しない伝本や、また、「叡山に

三上綱あり」が「二上綱」とする伝本がある。対校本中 3と文言が変わらないのは東大史三宅本、東洋徳本本、東大五山本である。

4は、1で述べたとおり、類似する注記が左貫注、静嘉三園本、東洋徳本本、東大研本に存在する。但し、それらの注記の冒頭には「又后醍醐在三井寺」との文言があり、三井寺に後醍醐天皇が滞在していたと書き出す。この文言が後に続く文章とどのようにつながるのか、解釈に迷う。それにしてもここに「北畠大納言」の名が存在するのは本書独自である。また、文末を見ると「禪宗と宗論をなす。元弘四年正月廿一日、清涼殿におゐてあり」とあり、禪宗と宗論が行われた日と場所とが記されている。ところが対校本の文末は「元弘四年正月廿一日於清涼殿太平記書ルッ玄恵（以下略）」であり、この記述を 4の如く宗論が行われた日と場所として明確に読むことができるのか、疑問が残る。また、対校本には更に宗論と『太平記』とを以て玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であると断じる一文が加えてある。ともあれ 1の「然時は、九十五代後醍醐の時の人なり、異説用へからず」の一文は、4を根拠として出た表現であると考ええる。

5は、『庭訓往来』の成立について高倉院時代説を否定して後鳥羽院時代説を主張したものである。その根拠として高倉院時代には未だ禪宗が我が国にもたらされていないとする。この注記と同類のものが対校本九本全てに存在する。但し、表現に多少の違いがある。教科書大系本を以て紹介すれば次の如くである（句読点は石川氏、カギ印は稿者）。

或曰。此書八高倉院之時作ルト八非也。如何トナレハ、「此末ニ禪宗ノ事アリ」。高倉院ノ時八未レ有「禪家」後、源実朝之時、始テ先光國師来テ京都ニ建仁寺ヲ立ツ。是開山也。其后、鎌倉ニ立ツ壽福寺ヲ、是禪宗ノ始



也。然ラバ則チ作レ此書者ハ、後鳥羽院ノ時之代也。私ニ云フ。此ノ玄惠、大学才之人、禁朝ニ居住スル也。為レ師ト天子ニ非ニ宗論ニ之玄惠也。能々可レ校也。

右を参照すれば 5 は、本来、「その故は」の後に右のカギで括った「此末ニ禅宗ノ事アリ」に類似の文言が続いていたはずであり、そうあることによつて文意が十分に理解できる。書写の際に落ちてしまったのであつつか。ところで右の「源実朝之時」の箇所は、伝本によつては「頼朝ノ御子実朝ノ時」とあるけれども 5 の「源実朝將軍の時」は独自の表現である。また、5 は、1 とは相容れない説である。対校本の注記はいずれも右の教科書大系本の如く冒頭に「或曰」などの文言があり、成立に関する一説として紹介してある。5 もそのつもりなのであつう。

6 は、5 と分けて一項としたけれども本来は 5 に続くのであつう。右の教科書大系本の文末にある「此ノ玄惠大学才之人、禁朝ニ居住スル也、為レ師ト天子ニ非ニ宗論ニ之玄惠也」から、直接か、間接かは不明ながら 6 のような文言が派生したのであつうと推測する。ともあれ 6 の表現は独自である。

7 は、文意は理解しがたく前後の文言が省略されているのであつう。静嘉三園本と東洋徳本本の書入注の脇に玄惠法印は虎関の弟子との注記が存在する。また、『庭訓私記』（天理図書館蔵）に

聚分韻八虎関之作也、是案二仁王九十四代祐条院嘉元年中ト有、虎関八玄惠、ヲ斗也、然八時代後醍醐院ト  
吉歟。

の一文があり、ここでは虎関は玄惠法印の甥と伝える。静嘉三園本や東洋徳本本の脇注は、この『庭訓私記』を淵源とするのか、あるいはまた、『海蔵和尚紀年録』正中二年十月十七日条に虎関が玄惠のために『仏語心論』

を講じたとの記述があることから、この辺りを出典としてしていることも考えられる。いずれにしても 7 は、1 で主張している玄恵法印が「後醍醐の時の人なり」であることを補強する資料として挙げたものであろう。後掲『庭訓往来諺解大成』の項参照。

は、先に触れたとおり 1 の上欄に位置する頭注である。1 には見てきたとおり玄恵法印の『庭訓往来』執筆の動機すなわち「武家の御ち」のためという説が述べてあり、はその異説の紹介である。執筆動機については序文に「或時徒然余作此書、以被誦習山内御童子」とあり、ここに記された「御童子」を巡る注記が対校本九本のうち東大史三宅本を除く八本に存在する。教科書大系本を以て紹介する（「来」は諸本により稿者注、「或」及び句読点は石川氏）。

此（書）ヲ作スル年八玄恵四十九歳也。御児十三歳也。本末武家ノ児、鞍馬ヨリ有時叡山一見二来シ時、玄恵御覽而御所望有テ、后弟子トナリ。其庶処叡山ニアリ。此児十九歳ニシテ死也。法印八人皇九十五代後醍醐天皇ノ時ノ人也。氏八藤原也。始者仁皇卅八代天智天皇ノ時、鎌足内大臣始テ藤原姓ヲ唱フル也。

対校本のうち、表現に多少の違いはあるものの教科書大系本に類似の伝本が四本（国会榊原本、静嘉三園本、東洋徳本本、蓬左文庫本）、引用文の後半「法印八」以下が存在しない伝本が一本（左貫注）、前半部分のみを要約したように表現が変わっている伝本が二本（東大国五山本、東大国研本）である。おそらくは、文中に「叡山一見」、「御所望」、「十九歳」、「塚叡山にあり」などの文言があることから、教科書大系本同様の注記から必要な情報を取り出し最少量にまとめたものであろう。一方、1 は「叡山に武家の御ちあり」と記してあることから、こ

の一文も教科書大系本同様の注記から得た情報に基づくのであろう。

以上、本書の書入注について見てきた結果、個々の注記と同じ、或いは近似のものがあっても全ての注記が一致する伝本は対校本の中には存在しないことが分かった。実のところ、この、個々には同じ注記があるものの全てが一致する伝本が見当たらないというのが「真名抄」の書入注の特色である。また、の文章は、全体の一貫性がなく、文意の通じがたい部分もあり、あたかも個々の注記を集めたようである。これも又、「真名抄」諸本の書入注の特色である。よって、書入注から見ても本書は「真名抄」の一伝本を底本としたものであると言える。書入注に於ける作者説は次項で取り上げる。

#### 本書の作者説

本書の作者説は序文に言つところと書入注に言つところとを併せなければならない。序文の認識は、先に述べたとおり、九十五代後醍醐天皇の御宇に北畠玄恵法印が著したというものである。序文には「將軍頼経」や「淡路廢帝」が登場して時代錯誤も甚だしく、このやっかいな序文（すなわち「真名抄」の序文）を巡つて種々の時代説が講じられ、「真名抄」伝本はそれらの説を書入注として伝えてきた。その諸説の中から本書は、後醍醐天皇時代説を善しとして、の冒頭に「玄恵法印は九十五代後醍醐の時の人なり」と提示したのである。よって本書『新撰庭訓抄』の作者説は「庭訓往来は、後醍醐天皇時代の玄恵法印の著作である」となる。本書は、序文と書入注とから見ると「真名抄」の一伝本を底本として出版したものと考えられることから、この一伝本の見解が右に見た『新撰庭訓抄』の見解である。ここには作者が誰であるかという言及は見当たらず、「玄恵法印作」が前提となっている点は、「」の『庭訓往来註』と同じながら、『庭訓往来註』が時代を漠然と「中比」と表現して

いた点を「後醍醐の時」と明確に言い切った点が本書の大きな特色である。

ところで、『庭訓往来註』は、先に触れたとおり既に出版されていた古活字版の『庭訓抄』を受け継いで成立したものである。その『庭訓抄』は、片仮名交じりで注釈を記した言わば仮名抄である。「真名抄」はその呼称のとおり漢文で注釈を記したものであり、注釈内容も『庭訓抄』とは異なる。故に『庭訓往来』の注釈書としてみれば『庭訓抄』と「真名抄」は対照的な性格の一对の立場にある。よって『庭訓往来註』と『新撰庭訓抄』もまた、対照的な一对の立場にあると言えよう。なお、『新撰庭訓抄』以前に出版された「真名抄」系統のものとして吉井氏は、『諺解大成』に登場する『庭訓新撰抄』を挙げられた。後述「四」参照。

三、『庭訓往来図贊』（絵入庭訓往来）貞享五年（一六八八）三月刊 四巻四冊 大本

著者未詳

『庭訓往来図贊』（以下『図贊』）は、石川氏の分類に依れば絵抄系の中の「要語と要語略解と絵との三者を具備したもの」の筆頭に位置する（注4図4石川謙氏文献八一頁）。また、吉井氏の研究に依れば『図贊』には貞享五年三月刊の四巻四冊本と、同年五月刊の三巻三冊本とがある。稿者の家蔵本は、一冊のみの端本で、版心に「絵庭訓 巻一」とあり、最終の丁付が「二十一」である。吉井氏が示された各巻の丁付を参照すれば家蔵本は三月刊のもので、その第一巻であることが分かる。四巻目の跋文に「（前略）今悉く図に出し幼稚の子にも絵に依て義理を令知者也」とあり（注10文献五六頁）、幼稚の子らに絵を以て文意を分かせようとした書である。本書は、最も刊年の古い絵入本の『庭訓往来』であると考えられている（注10文献「五」）。第一巻の一枚目一丁表には

「絵入庭訓往来題号之註」（以下「題号之註」と題した一文があり、その裏面の上部には「庭訓ノ往来ノ図贊」と書名があり、その下に図が二面ある。上記の如く「絵入庭訓往来題号之註」とあることから本書は一名「絵入庭訓往来」と称したかと推測されている。図については後述。後掲図6参照。

さて、本書は「庭訓往来」の作者についてどのように述べているのか、序に相当する「題号之註」を紹介する。

#### 絵入庭訓往来題号之註

人皇九十五代後醍醐の天皇の御宇に叡山の僧玄恵法印を禁裏に召れ、年来の学文に奇特ある事を御所望あるとき、玄恵禁中にて十二月の文章の書冊を一卷染筆す。帝叡感あつてすなハち庭訓往来と題号を下されしと也。言八朝廷にて人に訓の文章を書れしとの心也。そののち淡路の廢帝詔して天下にひろめ給ふと也。これ古抄の説なり。又或説にもるこし魯国に孔子といふ聖人の子に鯉魚といふ人あり。あるとき孔子ひとり庭にたち給へるときそのまへを鯉魚過行給ひしかバ孔子、鯉魚にの給ハく、なんぢ詩礼のふたつを学びたりや。人として詩礼を学びずんば言<sup>もといふ</sup>ことなく立ことなかれと教訓し給ふ。是を孔子の庭訓と云。されバ幼童の此往来をよみて文字に達し和俗の文章をしり、往来の音信を通ずるときハ詩礼のふたつを学び行の義もかなふとの心にて庭訓と八名づけたりといへり。この義尤理にちかし事八論語季氏篇に見へたり。往来と八進上返状といふ義也。

文中に「これ古抄の説なり」と紹介された冒頭の「人皇」より「天下にひろめ給ふと也」までは、実は一つの「古抄」の説ではない。先ず冒頭の「人皇九十五代後醍醐の天皇の御宇に」と玄恵法印の在世時代を特定してあ

るのは、先の「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の序文に言うところと同じである。ところが続く「叡山の僧玄恵法印を」より「庭訓往来」と題号を下されしと也」までは、「一」に取り上げた『庭訓往来註』の序文に言うところである。この中の「十二月」の文言は『新撰庭訓抄』にも存在するものの、禁中にて染筆したとあり、また、帝が「庭訓往来」と題号を下されたとあり、それらは『庭訓往来註』のものである。ところが次の「淡路の廃帝詔して天下にひろめ給ふと也」は明らかに『新撰庭訓抄』のものである。また、次の「或説」として紹介された書名「庭訓」の由来譚すなわち「孔子の庭訓」譚は、『新撰庭訓抄』の書入注 2に類似する。「二」でも触れたが『新撰庭訓抄』には、書入注を含む序の部分が終わり、いよいよ『庭訓往来』の本文の注釈が始まるその冒頭に「庭訓」と「往来」の注釈があり、そこにはこの「孔子の庭訓」譚の紹介がある。しかし、「題号之註」がこの注釈を典拠にしていることは考えられない。「題号之註」の方がより詳細な内容であり、また、最も顕著な相違は、「題号之註」が「孔子の庭訓」譚の出典を「論語季氏篇に見へたり」と明記している点である。「孔子の庭訓」譚についてこの「題号之註」と類似の説明があるのは、『新撰庭訓抄』の書入注 2である。「図贊」の筆者は、先行の系統の違う二つの注釈書『庭訓往来註』と『新撰庭訓抄』とを活用して序をしたためたようである。ところで、「二」で見えてきたように、『新撰庭訓抄』の序文は「真名抄」のものであり、序文の書入注も「真名抄」諸本に存在した。よって、本書の参照本が『新撰庭訓抄』ではなく「真名抄」の伝本の一つである可能性も考えられよう。また、「題号之註」の文末にある「往来と八進上返状といふ義也」と言つ注釈は、『庭訓往来註』にも『新撰庭訓抄』にもまた、「二」で取り上げた「真名抄」諸本にも見当たらない。この注釈の典拠が分かればそれが本書の参照本であろう。

次に一丁裏にある二面の図を見ると一面は、庭に立つ孔子と、振り向いて立つ鯉魚が描かれてあり、もう一面

は巻物を広げた机上の前に鯉魚が坐して詩礼を学ぶ場面であることから「孔子の庭訓」の場面であることは明らかである。当時の子どもたちにとって『論語』は馴染みの書名であろうから、本書の著者としては「孔子の庭訓」譚は是非とも紹介したかったであろう。

さて、本書の作者説は、『庭訓往来』の作者が玄恵法印であることを前提とした上で、玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であると特定している点の特徴である。淡路の廢帝が天下にひろめたとも記してあり、参照したであろう『新撰庭訓抄』あるいは「真名抄」の時代錯誤ぶりに気づいていたのか気づかなかったのか未詳ながら、「古抄の説」と紹介し、また、「或説に」と紹介し、いかにも典拠に基づいているように見せてはいるが、その中は右に見たように先行書『庭訓往来註』と『新撰庭訓抄』または「真名抄」とからの引用である。しかしながら、本書の著者は、玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であると判断したと解釈して良いのである。

#### 四、『庭訓往来諺解大成』元禄十五年（一七〇二）五月刊 五卷五冊 大本 永井如瓶著

稿者原本未見。小林祥次郎氏解説影印本勉誠社文庫27『庭訓往来諺解大成』に依って稿を進めたい。本書については既に「はじめに」で触れたが、繰り返せば『諺解大成』は、元禄十五年五月に五巻（首巻・巻之一・二・三・四・五）五冊本として出版し、宝永三年九月には『庭訓往来諸抄大成』と書名を変えて上記五巻五冊本の首巻を除き四巻四冊本として再版する。また、文化十二年三月求版本（刊年不明）も伝存する（注4図4石川謙氏の文献七五頁、注2の文献二五頁）。本書は、江戸時代に於いて既に諸注釈書の中で「独り永井氏が諸抄大成を善とす」（注4図2石川氏文献所収『庭訓往来諺解大成扶翼』四九八頁）と評価され、また、石川松太郎氏も「旧抄」（真名抄）

をはじめとする先行注釈本の内容に徹底的な批判検討をくわえたうえで、数多くの新説を提起して画期的な業績を挙げた」と述べられた（注4図4石川松太郎氏文献三五頁）。本書の『庭訓往来』についての作者説は、首巻に納められた「庭訓往来作者考」（以下「作者考」）によって知ることができるので、これを左記に紹介する。

#### 庭訓往来作者考

家伝旧鈔云、人皇九十五代後醍醐天皇御宇、將軍賴經公之時有北畠玄惠法印人。山門爲上綱。或時、徒然之余、作此書以被誦習山内之御童子。当帝依及聞食召出感之。故被置禁中。淡路ノ廢帝詔而流布ス天下。然間源三位預ル之。本トシ經史子集ノ四部ヲ、甲乙丙丁ヲ以テ爲レ次ヲ。同ク四部ニ飾ル副軸帶帙。皆異ニス色。甲部ハ経、紅ニス牙籤。乙部ハ史、緑ニス牙籤。丙部ハ子、碧ニス牙籤。丁部ハ集、白ニス牙籤。式目庭訓等之類、本ニツキ集部ニ、料紙ハ黄也。表副白紙ニ散シ銀箔ヲ、軸白ク上下共三分、横三分、紙之長壹尺三寸五分、上式寸下壹寸云。

愚按するに玄惠法印は太平記三四五六七八九十の巻までの作者たる事、世挙てしれる所にして後醍醐天皇の時の人なる事顯然也。旧抄にいへる頼經將軍ハ、光明峰寺閑白左大臣藤原道家公の四男なり。人皇八十四代順徳院承久元年、北条の請によりて幼くして將軍となりて鎌倉に下向す。順徳院より後醍醐帝まで十二代を経て曆数百年に余れり。しかるとき八頼經の時とかけるハ誤なるへし。次經史子集四部の本拠の事、韓文ノ注ニ云、唐経籍志甲乙丙丁四部ノ書、各々爲一庫ノ御書ト。經庫ハ紅牙籤、史庫ハ緑牙籤、子庫ハ碧牙籤、集庫ハ白牙籤、以テ別レ之ヲ云。新唐書卷五十七芸文志ニ云ク、玄宗、兩都各々聚レ書ヲ。四部以甲乙丙丁ヲ爲レ次列ト。經史子集ノ四庫、其本有正有副、軸帶帙籤、皆異レシテ色ヲ、以テ別レ之ヲ云。次ニ牙籤の事、



或説に書帙の端に象牙を以て作りたる柱を云といへれと非なり。籤ハ簽と同字にて書の外題の事也。三重韻塩添にも籤シと訓ぜり。其上、輟畊録卷廿三云、唐、貞觀開元之間、人主崇ニ尚ス文雅。其書画皆用テ紫龍鳳、綾ヲ為シ表。緑文、紋綾ヲ為シ裏、紫檀雲花杵頭ノ軸、白檀通身柿心ノ軸、此、外又有青赤瑠璃ニ等ノ軸、牙籤錦帶。南唐ニ八ニ標ニ以テ迴鸞ノ墨錦ヲ、籤ニ以テ潢紙ヲ云。以テ潢紙ニと云にて弥外題なる事明白也。

庭訓新撰抄云、北畠玄惠法印、姓者藤原、叡山の住侶にして上綱に挙らる。叡山に三上綱ありし。玄惠は中なり。北畠に居住するゆへに北畠玄惠法印と号す。人皇九十五代後醍醐天皇の御時、諸宗宗論のとき第一番に出る人なり。しかる時は後醍醐帝の時の人なる事明らかなり。異説用ゆへからす云。

又或説云、玄惠法印八東福寺の虎関禪師と兄弟なりと云。

愚按するに紀年録ニ云々、師諱ハ師鍊、自号ニ虎関ト。姓ハ藤氏、洛陽人也。父ハ者左金吾校尉、母ハ者源氏、皆有ニ賢行ト、生ニ五子ト、師ハ其ノ三也云。虎関の伝よりみれば玄惠も藤原姓なる事必せり。虎関の時代八後二条帝嘉元四年に聚分韻略を撰集せり。

右玄惠本伝分明ならず。何れの書にも見あたり侍らね八庭訓旧抄の諸説をひろひ愚按を書ましへて後勘の便に備へ侍るものならし。

走帆堂識

本書「諺解大成」には、右に紹介した「作者考」の前に「序」と題して「嘗テ聞ク庭訓往来ハ者僧玄慧之作也」と始まる一文がある。この「序」によって永井如瓶が「庭訓往来」の作者については玄惠法印であるという伝承を継承していることが分かる。その上で「作者考」に於いて「家伝ノ旧鈔」を引用した上で「愚按するに」とし

て「家伝ノ旧鈔」の説を批判し、玄恵法印は「後醍醐天皇の時の人なる事顯然なり」と断定している。ここに引用された「家伝ノ旧鈔」は、先の「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の「序」そっくりである。しかし、対校してみるとわずかながら異同がある。その異同を挙げれば「作者考」の「旧鈔云」としての書き出しは「人皇」であり、対する『新撰庭訓抄』の「序」は「愛仁皇」であり、また、「有北畠玄恵法印人」に対して「北畠玄恵法印人」、「徒然之余」に対して「徒然余」、「及聞食召出」に対して「及聞召召出」、「經史子集四部」に対して「經史子集之四部」、「式目庭訓等之類」に対して「式目庭訓是等之類」等である。これらの異同は、書き癖を考慮すれば異同と言えないほどであるものの、『新撰庭訓抄』を引用したと仮定した場合、『新撰庭訓抄』に「北畠玄恵法印人」とあるのを「有北畠玄恵法印人」と書き写し、「式目庭訓是等之類」とあるのを「式目庭訓等之類」と書き写すことは考えがたい。よって、「家伝ノ旧鈔」は、『新撰庭訓抄』ではなく、同様の序文のある「真名抄」であろう。すなわち「家伝ノ旧抄」は『新撰庭訓抄』が底本としたとは異なる「真名抄」の一伝本と考えられる。

さて、本書の著者永井は、「家伝ノ旧鈔」が後醍醐天皇と將軍頼経公とを同時代の人物としている点を批判し、玄恵法印は「太平記三四五六七八九十の巻」の作者であることは「世挙てしれる所」であり、よって玄恵法印は「後醍醐天皇の時の人」と判断した。永井が自説の拠り所としたのは、玄恵法印が『太平記』巻三より巻十までの作者であるということである。実は、この『太平記』巻三より云々というのは、『太平記秘伝理尽鈔』の説である。『太平記秘伝理尽鈔』は、「江戸初期を遡る」頃、すなわち遅くとも室町末期には成立していたと考えられている。<sup>①</sup>永井が出典を明記せず「世挙てしれる所」と記していることから、当時は世間周知の事実であったのであろう。「家伝ノ旧鈔」の後には「庭訓新撰抄」を引用する。引用文には、玄恵法印が藤原氏であることや畷山

の住侶であり三上綱の一人であったこと、北畠に居住故に北畠玄恵法印と号したことなどのほか、「人皇九十五代後醍醐天皇の御時、諸宗宗論のとき第一番に出る人」とあり、それ故に玄恵法印が「後醍醐帝の時の人なる事明らかなり」として最後に「異説用ゆへからず」と結んである。この後醍醐天皇の時の宗論に玄恵法印が第一番に出たとある「庭訓新撰抄」の説は、永井が『太平記』の作者を根拠として玄恵法印は後醍醐天皇時代の人物と主張するには、力強い補強資料であろう。次に引用した「或説」には玄恵法印が虎関師錬と兄弟とある。この情報に対して永井はまた「愚按するに」として虎関師錬の伝記『海蔵和尚紀年録』を引用して虎関が藤原氏であることを言い、玄恵法印と同姓であるのは兄弟故に当然とする。また、虎関師錬の『聚分韻略』は嘉元四年（一三〇六）の撰集であることを記す。これも玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であることを言つたための記述であろう。玄恵法印と虎関師錬とが兄弟であるという説は、先の『太平記秘伝理尽鈔』が伝えるものである（小著一六四頁）。玄恵法印と虎関師錬との関係については「二」で触れたとおり、「真名抄」書入注の弟子説や『庭訓私記』の甥説があるけれども、『庭訓往来』の注釈書に兄弟説は伝わらない。兄弟説は『太平記秘伝理尽鈔』の書入注に存在する。よって、兄弟説は、『庭訓往来』の注釈の場とは限らず、いずれかの場に於いて発生した説なのであろう。しかし、本書『諺解大成』に於ける「或説」が『庭訓往来』関係書のもので、全く別のものかは明確で無いものの、「作者考」の結びに「庭訓旧抄の諸説をひろひ」とあることから『庭訓往来』注釈書の書入注であるのかもれない。

ところで「作者考」の二番目に「庭訓新撰抄云」として引用された文章は、一読すれば明らかかなようにこれは『新撰庭訓抄』の書入注 3として紹介したものと近似している。この点に吉井氏は気づかれてこの両文を比較検討の結果、「庭訓新撰抄」は未確認の一書ながら『新撰庭訓抄』よりも先に出版されたものであろうと結論さ

れた（注8文献五頁）。

さて、本書は、当節の冒頭に紹介したとおり「数多くの新説を提起して画期的な業績を挙げた」と評価される。そのような書の作者説は、どのように評価できるのであろうか。「一」、「二」、「三」に取り上げてきた諸注釈書の中で編者名が明らかなのは本書が初めてである。そしてまた典拠を示して自説が述べてあるのも初めてである。しかしながら『庭訓往来』の作者玄恵法印が後醍醐天皇の時の人であると言う説は、本書が批判した「旧鈔」すなわち「真名抄」の説でもある。「二」で触れたとおり真名抄は、「後醍醐天皇御宇」と言いながら「將軍頼經公」の名を挙げ、また、「淡路廢帝」も登場し、時代認識が疑われるが、玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」と認識していたことは文章から読み取れる。また、「二」の『新撰庭訓抄』も書入注の諸説の中から最も善いと判断した「後醍醐の時の人なり」を主張していた。よって『諺解大成』の玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」とする説は目新しいものではない。とは言え本書は、「江戸初期を遡る」頃の成立と考えられている『太平記秘伝理尽鈔』から出て来た説、言わば「真名抄」成立後の新資料であり、『諺解大成』成立当時は世間周知の「事実」となっていたその「事実」を根拠に玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」と主張し、その主張を典拠を示して補強し「証明」した点が特徴である。繰り返せば本書の作者説は、『庭訓往来』の作者玄恵法印は後醍醐天皇の時の人である、それは玄恵が『太平記』巻三より巻十までの作者であることから明らかである、と言うものである。

五、庭訓往来捷註 寛政十二年（一八〇〇）七月刊 一巻一冊 大本 平丘著

稿者原本未見。国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」の画像に依って紹介する。書名は内題の

「庭訓往来捷註」に依る（以下『捷註』）。外題は『訂庭訓往来捷註 全」。石川氏の分類に依れば「児童教育中心の施註様式を採用したものの」の筆頭に位置する。（注4 函2 石川氏文献七六頁）吉井氏は、「読法を本文より切りはなし頭書におくという方法は、庭訓往来の注釈本としては、初めての試みである」と述べられた（注2 文献二七頁）。本書の作者説は、一枚目表の題辭に依つて知ることができる。

#### 題捷註

頃者平丘先生口授の勞を厭ひ、捷註を撰して家童に授。予竊に見てし。此書に於て闇室の南面忽一大窓を穿が如し。苟盲聾にあらずん八孰か庭訓の読難きを患ん。先生此書をもて玄恵が名を借、後世の作為する所とす。其謂如何となれば、公家全盛の風と足利至隆の風とを混雜したり。玄恵如何ぞ、足利家の盛なるを見るに及ばん。先生の眼目一たひ此に属して数百年の誤謬、後來の疑惑、一洒して尽ぬと謂へし。然れとも其事物を輯綴したるの富有なるハ、博物多識の手にあらずん八能す。是先生の此書をもて家童に授る所以なり。童蒙の文雅に志者必此書をもて梯階とせよ。

江都駒籠隱士

烏有齋誌

本書が子供向けに編まれたものであることは、右の末尾に「童蒙の文雅に志者必此書をもて梯階とせよ」とあることから明らかである。文頭の「平丘先生」は、本書の著者。百四丁表に尾題が「庭訓往来捷註畢」とあり、その隣に「平丘先生著／筆者 野州王生藩片岡長住／寛政十二庚申秋七月」とある。「平丘先生」の伝は未詳ながら右文末の「江都駒籠隱士烏有齋」自身であるうと石川氏は推測する（上述文献同頁）。

さて、文中に「先生此書をもて玄恵が名を借、後世の作為する所とす」とあり、『庭訓往来』は玄恵の名を借りて後世に作ったものと述べる。そしてその根拠を「この書は公家全盛の風と足利至隆の風とを混雑している、故に足利家の盛んなる時を見ていない玄恵が作はあり得ない」と説明する。これまでの諸注釈書に於いて「作者玄恵法印」が疑問視されることはなく、平丘先生のこの主張は画期的である。それにも関わらず、解題とも称すべき次のような一文が内題の後に続く（一界細字双行）。

天台山に玄恵法印といへる僧あり。元羽州の人にてありしか比叡山に登りて年久敷勤学したりしほどに仏教八勿論其他の書籍を涉獵して博学英才の名頗る天下に聞えたり。ある時、一篇の書をあら八して庭訓往来と号く。庭訓とは人に教あしへ警いましむるをいふ。論語に孔子の御子伯魚が庭を過られしに孔子、詩礼のふたつを教玉ひし事あり。又庭教庭告ていけうていこくなどいえる類ひいにしへの書にまゝ見へたり。皆庭てい八堂下の庭をさしていえり。され八此庭訓の庭の字八借り用ひたるまてにして別義なし。只人を教警あしへる事を庭訓といふと心得へし。往と八我よりやりたる書状てがみをいふ。来と八彼より送りし返状をいふ。此書にのする所凡部十五章にして国政の事あり、家務かむの事あり、士農の事あり、工商の事あり、武芸の事あり、神祇あり、釈教あり、礼義あり、軍旅あり、衣服・器械・宴樂・疾病あり。皆往來の書籍に託よせて人に教へ諭せし故名つけて庭訓往来といえるなり。

右、冒頭の「天台山に玄恵法印といへる僧あり。元羽州の人にてありしか」は、寛永八年刊『庭訓往来註』に「中比、天台山二独ノ学匠在リ。名ヲ玄恵法印ト云。生国八羽州人也」とあるのに依るう（二）参照。続く「比叡山」から「天下に聞えたり」までも『庭訓往来註』に「久ク比叡山ニ学特シケリ」とある部分がおそらく元に

なっているであろう。ところが、次に玄恵法印が「一篇の書をあら八して庭訓往来と号く」とあり、玄恵法印が自ら「庭訓往来」と名づけたとあるのは、『庭訓往来註』に帝が名づけたとあるのとは異なる。これは、『新撰庭訓抄』或いは「真名抄」に、このような明確な記述ではないものの玄恵法印が徒然の余りにこの書を編んだとある記述を平丘はどのように解釈したのであろうと推測する。続いて「庭訓」の謂われとして「論語」の「孔子の庭訓」譚を紹介する。これは『新撰庭訓抄』(あるいは「真名抄」)に存在する注であることは既に触れた(二二)、「三」(参照)。また、本書「捷註」の先行書『諺解大成』(「卷之一」の巻頭「庭訓」の注)にも存在する。「三」の『函贊』でも述べたことながら、本書「捷註」は、子供向けに編まれたものであり、当時の子供達に馴染みのある「論語」の書名を出して是非とも紹介したい逸話であったろう。右の一文は、先行書を活用して分かりやすくまとめられた解題である。しかし、ここに綴られた玄恵法印が「庭訓往来」を著したとの説明は、先の「題捷註」に於ける玄恵法印作ではあり得ないと主張と矛盾する。それでも、このような一文を書かざるを得ないのはこれまでの作者伝としての玄恵伝や「庭訓往来」成立譚の伝承の大きさであろうか。ところで、「四」の「諺解大成」が「庭訓往来註」に全く触れていないことから「庭訓往来註」は最早、忘れられた存在なのかと想像していたが、「捷註」に活用されていることから、『庭訓往来註』は引き続き健在であることが分かった。

再度、一文に注目するとこの一文の構造は、「三」に取り上げた『函贊』の「題号之註」の構造と近似する。「題号之註」は、始めに作者と「庭訓往来」が執筆された経緯の説明すなわち成立譚があり、次に書名の「庭訓」と「往来」の字義についてすなわち書名譚がある。「捷註」もまた同様である。ただ、「捷註」は、最後に「庭訓往来」の内容に記述が及んでいる点が独自である。加えてこの点以上に注目されるのは、玄恵法印が帝に召し出されたとか、「庭訓往来」が観覧に預かったとか、あるいは帝が「庭訓往来」と名づけたというような帝による

権威付けが見当たらないことである。この相違点は著者の個性であろうか、あるいは時代性であろうか。最後に確認すれば本書の作者説は「題捷註」に言うところの「庭訓往来は玄恵作ではない」である。

六、『<sup>校正</sup>庭訓往来絵鈔』文政十二年（一八二九）八月刊 一巻一冊 大本 蔀閑牛著

本書に内題は存在しない。書名は外題『<sup>校正</sup>庭訓往来絵鈔 全』に依る（以下『絵鈔』）。家蔵本は角書の左側が虫損のため不明。国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」の画像で補った。本書の巻末に「書画一筆 浪華 羨楊齋蔀閑牛」とある。裏見返に「門人 菊君操承行謹誌」と署名した跋文があり、その後に刊記が次の如くある。

文政十二年<sup>己丑</sup>八月

彫刻 浪華 藤木定七郎

大阪心齋橋通北久太良町 塩屋忠兵衛

書肆 同 心齋橋通南久太良町 塩屋利 助

同 心齋橋通順慶町南へ入 塩屋喜 助

吉井氏は、本書を塩屋版と呼び、この塩屋版のほか、寛政十二年出版のものとして明石屋版、山城屋・伊勢屋版を紹介している（注10文献六三頁）。見返と一枚目の表を用いて見開き状に玄恵法印の御進講の図が松や桜を配して見事に描かれている（図に「玄恵法印」との断りはないがそのように解釈されている。注4図4石川謙氏文献八六頁、上述吉井氏文献同頁）。後掲図7参照。

さて、本書の作者説は、図上部の雲形の中にしたためられた一文から知ることができる。



庭訓往来八玄恵法印の作れる所なり。その文章いとめでたかりけれバ時の帝叡感まし〜て御文庫に蔵めさせ給ふ。料紙八黄色にして長一尺三寸五分、上にて二寸、下にて一寸、表紙八白地に銀箔をちらし、軸八白く上下長横ともに三分ありとぞ。此玄恵法印といへる人八羽州北畠の産にして氏八北小路、健軒又洗心子と号す。其初儒を業とし、中ごろ台宗の僧となる。北条相模守貞時、その識量を知るのゆへに乾元元年鎌倉最勝園寺を建立のとき請じて導師とし、且つこれに住せしむ。然れども玄恵、元より僧律を専とせざるがゆへに終に辞して、復、帰俗し独清軒と号す。されど生涯、猶、髪八剃けり。よく程朱をまなび嘗て後醍醐帝の侍読となり、太平記を作れり。観応元年六月に卒す。当時、博識多才を以て其名高し。

右の文中「料紙八」以下「三分ありとぞ」までの部分は、「二」で取り上げた『新撰庭訓抄』或いは「真名抄」の序文のものである。そのことから「料紙八」の前にある「その文章いとめでたかりけれバ時の帝叡感まし〜て御文庫に蔵めさせ給ふ」の一文は、同じく『新撰庭訓抄』或いは「真名抄」の序文にある「当帝依及聞召、召出叡感之故被置禁中」の意識であるうと推測する。次に玄恵法印の出自と事跡が誠に具体的に記される。ここに記された事柄の情報源について見ていきたい。始めに「此玄恵法印といへる人八羽州北畠の産にして」とある。玄恵法印の生地を「羽州」と記すのは、見てきたように「二」の『庭訓往来註』である。しかし、「羽州北畠」は初見である。羽州は現在の山形県と秋田県の大部分に当たる。その秋田県には「玄恵法印八男鹿の人」という伝承があることは先の小論で紹介した（注1文献注6参照）。菅江真澄の日記「小鹿の鈴風」は、真澄が男（杜）鹿半島の北浦付近に居た文化七年（一一八〇）五月半ばから書き出されている。その中に

北平沢の浦におしならびて、北畠といふがいとふりたる名なり。こゝにいひ伝ふ、「玄恵法印はこの北畠の

浦に生れしと」おもふに、さすらへの君などの子にてやあらんか。

との記述がある。<sup>12)</sup> この男鹿半島に北畠という地名があり、その地に伝わる伝承である。玄恵法印の生地を「羽州」と伝えるのは『庭訓往来註』であることから、「羽州」との伝承は、『庭訓往来註』の前身古活字版『庭訓抄』の成立以前より世間に広まっていたであろう。しかし、「羽州」に加えて「北畠」とするのは、『庭訓往来註』成立後のことではないかと考える。真澄から直接とは限らないであろうが、現地からの情報に基づくのではないかと推測する。あるいはまた、この情報がいずれかの地誌類に盛り込まれている可能性もあろう。本書の著者関牛が何に基づいたのかは未詳ながら「羽州北畠」は他の書には無い情報である。

さて、『絵鈔』には、続いて「氏八北小路 健軒又洗心子と号す。其初儒を業とし、中ごろ台宗の僧となる」とある。玄恵法印の氏に関する記述は『庭訓往来註』には存在せず、『新撰庭訓抄』（或いは「真名抄」）の序文には「北畠玄恵法印」とあり、書入注 3には「北畠の玄恵法印八姓は藤原」とあり、また、「北畠に居る故に北畠玄恵法印と号するなり」とある。その後の注釈書では「四」の『諺解大成』に「庭訓新撰抄」の説として「藤原」や「北畠」が挙げてあるものの、類似の注釈内容である『新撰庭訓抄』以上の情報は存在しない。故に『絵鈔』に「氏八北小路」とある典拠は、これまで見てきた『庭訓往来』関係のものではない。玄恵法印と「北小路」とを結びつける早い史料は『師守記』と『太平記』であるけれども一般には『太平記』に依って知り得たであろう。しかし、この後に続く「健軒又洗心子と号す」以下の記述はいくつかの先行書と類似している。そこで、これらの先行書を左記に紹介し、『絵鈔』の典拠を考えたい。

寛文九年（一六六九）『日本古今人物史 芸流伝巻之七』（早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」の画像に依る）

## 十二 北小路玄恵伝 文芸

北小路玄恵者、初儒家而中帰台宗為僧而後復還俗、然無髮而終身、以博識聞于世、叙法印位、其所作大平記、庭訓往来等、今猶存而便于兒童、自号洗心子又号健軒。

正徳二年（一七二二）『和漢三才図会 卷第六十七地部 相模国』（早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」の画像に依る）

## 最勝園寺 在鎌倉

乾元元年平貞時建之、將軍家過之、有北小路玄恵法印者、初儒家而中帰台宗為僧、平貞時知其識量、故使玄恵為当寺建立導師住之、玄恵素以僧律不為專、故辞之復還俗、然無髮而終身、以博識聞于世、其所作太平記、庭訓往来等今猶便于兒童、自号洗心子、称健軒。

享保二（一七二七）『和漢音釈書言字考節用集巻第四 人倫門』（中田祝夫氏・小林祥次郎氏『書言字考節用集研究並びに索引』 風間書房、一九七三年 に依る）。

玄恵 自稱洗心子。又号健叟。初儒士。中為僧叙法印。後還俗称北小路独清軒。觀応元年六月十日卒。

右に紹介した三書と『絵鈔』とを見較べると、『絵鈔』の鎌倉に在る最勝園寺建立の折、玄恵法印が導師となつ

たという記述が、『和漢三才図会』（以下『三才図会』）と一致する。『絵鈔』に「北条相模守貞時」とあり、『三才図会』の「平貞時」とは異なる点を除けば、最勝園寺に関わる部分は、ほぼ同文である。また、『三才図会』の玄恵法印の人物に関わる記述は、『日本古今人物史』（以下『古今人物史』）とほぼ同文である。故に『絵鈔』が『古今人物史』も参照した可能性が考えられる。しかし、『三才図会』には『古今人物史』に存在しない「玄恵素」以僧律「不為専」という文言があり、『絵鈔』にもこれに類似の「元より僧律を専とせざるかゆへに」という文言がある。よって、『絵鈔』の参照本は『三才図会』であると考える。次に、『絵鈔』には「復、帰俗し独清軒と号す」という文言が有り、類似の文言が『和漢音釈書言字考節用集』（以下『書字考』）に存在する。「独清軒」に触れるのは『書字考』のみであり、また、玄恵法印の卒年に触れるのも『書字考』のみである。よって、『書字考』も参照本の一つなのであろう。『絵鈔』は、『三才図会』と『書字考』の二書を参照したと推測すると、この二書に存在しない記述「よく程朱をまなび嘗て後醍醐帝の侍読となり」が残る。この記述に類似のものは、右の三書にも、また、上に取り上げてきた諸注釈書にも存在しない。玄恵法印が程朱に通じていたこと、そして後醍醐天皇の侍読であったことの二点を記すのは十五世紀初期に成立した『尺素往来』である（この二点が史実でないことについては小著「四四頁参照」）。『尺素往来』は、「二」で取り上げた『新撰庭訓抄』（或いは真名抄）の序文に「公家之書十三部」の筆頭に挙がっており、また、「手本を望むならば尺素」とも記されている。『尺素往来』の寛文八年（一六六八）の刊本も多数今日に伝わることから（『国書総目録』に依る）『絵鈔』の著者関牛が『尺素往来』に関心を持ち、また、手にした可能性はある。故にこの記述が『尺素往来』から直接に得た情報であることも考えられるが、或いはいずれかの書からの引用である可能性もあり、実際のところは未詳。安永二年（一七七三）跋『庭訓臆断』（中野安雄著、静嘉堂文庫蔵、写本）には「日本人物志曰」として、右に紹介した『古今人物

史」の記述がそのまま引用してあり、また、安永三年（一七七四）序『庭訓往来諸抄大成扶翼』（伊勢貞文著、写本）には「書言文字考に、（横書昭武）所著云」として右の『書字考』の記述がそのまま引用してある（注4図2石川謙氏文献四九七頁）。関牛もまた、『三才図会』や『書字考』、そしていずれか未詳のその他の書などを参照して『絵鈔』の玄恵伝をまとめたのであろうと推測する。

ところで、『三才図会』が記す最勝園寺建立の導師となつたとするこの記述は誤りで、この年、最勝園寺の供養があり、導師は鎌倉將軍藤原頼經の息源恵僧正である（小著九〇頁）。また、『古今人物史』や『三才図会』にある「健軒」の号は、典拠不明ながら、寛文五年（一六六五）林鷲峰編『本朝一人一首』（巻之七）の玄恵伝から転化したものと推測する。その玄恵伝は『古今人物史』と近似し、異なるのは後半の号に掛かる部分であり、そこには

玄恵自号<sub>シ</sub>洗心子<sub>ト</sub>又号<sub>ス</sub>健叟<sub>ト</sub>軒号<sub>ヲ</sub>曰<sub>ク</sub>独清<sub>ニ</sub>或<sub>ハ</sub>曰<sub>ク</sub>玄恵<sub>ニ</sub>初<sub>テ</sub>読<sub>ム</sub>温公通鑑<sub>ヲ</sub>

とある（『新日本古典文学大系』63、四〇八頁）。『古今人物史』の玄恵伝は、『本朝一人一首』を参照し、その際にこの「号健叟軒号」の当たりを誤写したのではないだろうか。また、『書字考』が記す卒年の「観応元年」は確かなことながら「六月十日」の典拠は未詳。史実は三月二日である（小著一〇三頁）。ともあれ本書『絵鈔』に記された玄恵法印伝は誠に具体的である。「四」に取り上げた元禄十五年（一七〇二）刊の『諺解大成』には「玄恵本伝分明ならず」とあり、また、「何れの書にも見あたり侍らね八」とその伝記資料探索に苦慮していたが、以来百年余り後の『絵鈔』に於いて新たな玄恵法印伝が作られたようである。

さて、本書の作者説は、雲形内の一文を要約して「庭訓往来は玄恵法印の作であり、その玄恵法印は、後醍醐帝時代の人物で観応元年に死亡した」とする。

## 七、『庭訓往来具注鈔』天保五年（一八三四）刊 一巻二冊 大本 部関牛著

本書の内題は「庭訓往来具注鈔」（以下『具注鈔』）、外題および見返に『講書庭訓往来具注鈔全』とあり、また、見返には「京攝書肆 五書堂合梓」とあるも裏見返には、発兌書肆として名古屋の永楽屋東四郎を筆頭に六者が並ぶ。本書は「六」に取り上げた『絵鈔』と同じ部関牛の著作である。巻末に黒田庸行の「附言」があり、そこに「先生姓八部名八徳風字八子僂楊齋と号す」とある。石川松太郎氏によれば「当時の庶民の子どもに興味をおこし、理解の届く注釈本が求められ、それに応じて編まれたものの代表的なもの」が「五」に取り上げた『庭訓往来捷註』と本書『具注鈔』であるとされる。更に、氏は『具注鈔』について「難渋・難解な語彙を使用することなく平易を旨とし、当時の子どもにとって、わかりやすく興味のもてる注釈本となったことは疑いない」と述べられ、また、「かくて本書は、一言にして、『庭訓往来』の近世板であり、庶民板であり、したがってまた寺子屋用教科書版であつたと断定してよかるう」と評価された（注4図4石川松太郎氏文献三五二頁）。

さて、本書の作者説は、一枚目表の内題の後にある「題言」から知ることができる。

## 題言

或<sup>ある</sup>曰<sup>いは</sup>庭訓往来八玄恵法印の作に八あらし、其故八此文の全躰を考へ見るに公家全盛の風と足利至隆の風とを混雜せり。然るに玄恵八観応元年に卒したれば、いまだ足利家の繁昌八知るべからず。是を以察すべしと。尤もさもと思しき所もあれど、それ八兎もあれ<sup>その</sup>当時書牘<sup>が</sup>の文躰八すべて此趣なるものとぞ。是八童蒙に

教えんため殊に巧ミて作れるにや。よくも心をこめてつゞれるものにこそ。されど時移りて八事の弁へがたき品も多く出来にけれバ注書絵鈔の類追々に数超て今八中々に書名をも覚へ分ぬほどになりぬれど、かれこれ闕略多く僻説杜撰交にして全く是ぞと思ふ書なし。さるからに予、先年絵鈔一部をものせしにそこらこゝら図を改めしが今又此編の催にそゝのかされけれバ、いと覚束なき所作ながら同じく八注釈をも校正し彼闕略をも具に補ハゞやと数部の引書もてひたすらに参考し、且一章ごとに其文意を訳して兒童独学の便ならしめんことを欲し直に具注鈔と八名<sup>な</sup>けぬ。然れども猶説き損ひつる所もありなん。博洽の君子幸に補正し給へかし。

天保三年壬辰春二月

浪華画士 関牛部徳風撰

冒頭の二行は明らかに「五」に取り上げた『捷註』（寛政十二年（一八〇〇）七月刊）の「題捷註」を要約したものである。『題捷註』には次のようにある。

先生（平丘）此書をもて玄恵が名を借、後世の作為する所とす。其<sup>その</sup>謂<sup>い</sup>如何となれば、公家全盛の風と足利至隆の風とを混雜したり。玄恵如何ぞ、足利家の盛なるを見るに及ばん。

『捷註』に玄恵法印の卒年は特に記してはないが、本書『具注鈔』の著者関牛は、先年の著「六」の『絵鈔』に記していたように玄恵法印の卒年が観応元年であることを承知していた。故に、観応元年はまだ「足利家の繁昌」

の時代ではあり得ず、この年に死亡した玄恵法印が「公家全盛の風と足利至隆の風とを混雑」した『庭訓往来』を著すことはあり得ないとする。『捷註』の主張を「尤もさもと思しき所あれど」と認めたのである。先に見たように『絵鈔』に記された玄恵法印伝は具体的で、稿者は「新たな玄恵法印伝が作られたようである」と述べた。それにも関わらず『具注鈔』に於いて関牛は自作のその「玄恵法印伝」に全く触れることはない。そしてまた、次のように述べて「庭訓往来玄恵法印作」を明確に否定したのである。一丁表書名「庭訓往来」の「上層」(「凡例」に愚按を上層うへがらに小書すとある)に

玄恵法印、禁裏に召れ庭中にて此書を作られしかバ庭訓往来と名け給ふといふ説八然るべからず。

とある。『捷註』の著者平丘は、玄恵法印作を否定しながらも、伝統的に継承されてきた「玄恵法印伝」を捨て去ることができず、解題で玄恵法印に触れていた。それに対し、『具注鈔』で玄恵法印の名が存在するのは右の引用文の箇所のみであり、関牛は、見事に平丘の「玄恵が名を借、後世の作為する所とす」との説を受け継いだのである。本書の作者説は「庭訓往来の作者は未詳」と言うことになる。

八、『庭訓往来講釈』弘化二年(一八四五)十二月刊 一巻一冊 中本 溪斎善次郎著

家蔵本の題簽は上部が欠損しているが残りの部分から「庭訓往来講釈 完」と読むことができる。図8参照。内題「庭訓往来」(以下「講釈」)。見返と一枚目の表を用いて見開き状に、玄恵法印との断りは無いもののおそらくは玄恵法印と思われる人物の御進講の図があり、上部の雲形の中に解題を記す。その裏にも図があり、母親であるう女性が墨を刷り幼童が「庭訓」と大書し、上部には楷書体と行書体の手習いが数枚下がり、書き初めの図



様（背景に鏡餅有り）である。御進講の図様は、「六」に取り上げた『絵鈔』の構図を意識したものであることは明らかながら本書は、玄恵法印の坐す位置を変え、或いは机上の書物を冊子体から巻物に換えなど工夫の跡が見取れる。本書の版面は、四周单边、本欄と龍頭とに分かれ、本欄は一面六行の界線が引かれ、『庭訓往来』の本文と割注は行書体、各状の末に文意がある。龍頭には本文より選定した語意を図解したものすなわち絵抄があり、図によつては語釈がある。本書は、『具注鈔』の流れを汲む注釈本の本欄をそのまま借用していると指摘されているとおり（注1010吉井氏文献七八頁）、本文の区切りの位置は『具注鈔』そのままであり、割注もほぼ同文である。一例を紹介する。

一月往状（最初の割注）

『具注鈔』 春、始八即 歳首也 貴方ト八年徳を指す是二歳中有徳の方にして俗に恵方とも明の方ともいふ

富貴万福猶以幸甚々々八限なき愛度義を述て祝ひたる詞文意（陰刻で記す）春をむかへて八まづ其歳の恵方に向ひめでたく新年を賀すとなり

『講釈』 春始八即 歳首也 貴方ト八年徳を指す是一歳中有徳の方にして俗に恵方とも明の方ともいふ 富貴万福猶以幸甚々々八先方を愛たく祝ひたる詞なり

文意（一月往状末に有り、陰刻、横書き）初春の御慶先恵方に向て賀ひぬ其許にも富貴万福さいはひ限なけん（以下省略）

一目瞭然、『講釈』の割注は、『具注鈔』をそのままに借用したものであり、異なるのは二つ目の「富貴万福」の

文末だけである。本書は『具注鈔』の大本に対して中本であることから割注の短文化を心掛けたのであろう。全体の精査が終わっていないけれども両書の割注の相違は、この一例に見る程度に過ぎないようである。本書の割注について、「一応の語意を述べるにすぎない」との見方があるものの（注4 函4 石川謙氏文献七九頁）それは誤解であろう。本書は、『具注鈔』より割注を借用しただけで無く、版面の作り方も字んだようで、語釈の文頭に黒三角形を付けて始まりが目につくようにしたのは黒丸に倣ったことであろう。また、『具注鈔』は、行書体の本文に対して楷書体に読み仮名を付けたものを龍頭に示し、更に本文を区切り段落ごとにその文意を割注の後に示してある。文意は「文意」と陰刻で示し、一目で分かるようにしてある。一方の『講釈』は、読み仮名を本文に付けて、空いた龍頭に絵抄があり、この点が『具注鈔』との違いである。各状の終わりにはその状の文意を置き、文意の始まりに陰刻で「文意」とある。これも『具注鈔』に倣ったことであろうが、横書きにしたのは工夫であろう。文意の内容は、『具注鈔』の格段ごとの文意を借用しながら文言に多少の工夫を見せて一文に仕立ててある。ともあれ、本書の版面の作り方と注釈が『具注鈔』に深く依存していることは明らかである。また、龍頭に絵抄を置いた本書の形態は、あたかも部関牛の『絵抄』と『具注鈔』という二つの著述に倣い両書を合体させたかのようである。このように本書は先行書に大きく依存してはいるが、実は、龍頭に置いた絵抄は評価されている。「三」に取り上げた『函贊』は、『庭訓往来』の最初の絵抄版本であることに加えて、その完成度の高い版面構成と絵を付ける語意の選定は、その後の絵抄本に影響を及ぼし、絵抄本で『函贊』の影響を受けていないものではなく、踏襲が続いた。それが『講釈』に至ってようやく影響から脱却し、『函贊』とは異なった視点で絵抄の語意選定を行い、『函贊』の影響より遂に抜け出したと評価されているのである（注10 吉井氏文献七八頁）。

『講釈』の「異なった視点」を具体的に知るために『函贊』、『絵鈔』、『講釈』が絵抄として選定した語意を一月

往状を例として次に掲出する。

一月往状

『凶贄』 朝拜 子日遊 楊弓 雀小弓 笠懸 小串 草鹿 円物 三々九手夾 八的  
 『絵鈔』 朝拜 子日遊 楊弓 雀小弓 笠懸 小串 草鹿 円物 三々九手夾 八的  
 『講釈』 春始向貴方 朝拜 子日御遊 楊弓 雀小弓 笠懸 草鹿小串 円物鷹的 三々九手夾 八的  
 八的騎馬 尋常の射手 其芸一切我物 上手下手 富貴万福 谷に栖鶯

『凶贄』の影響下にある『絵鈔』の選定語彙は『凶贄』と全く同じである。それに対して『講釈』には『凶贄』の語彙を全て採り入れた上で独自の語彙も複数存在する。『講釈』にのみ存在する語彙のうち、最初の「春始向貴方」は本文中の語彙であるものの、その他は、語釈や文意の語彙である。本書の「異なつた視点」が、『凶贄』や『絵鈔』には存在しない語釈や文意の中からの語彙選定が多いことよつて生じたものか、『凶贄』や『絵鈔』同様、本文の中の語彙選定に於いても「異なつた視点」が見られるのか、その点を見極めるまでの調査は及ばなかつた。著者の溪斎善次郎が描いた本書の絵は「著しく近世化している」と評されているが（上述石川氏文献同頁）、本書の注釈を『具注鈔』に頼っていることから、溪斎は、注釈よりも絵に力を發揮したよつである。さて、本書の作者説は、口絵の雲形の中に記された次の一文によつて知ることができる。

北の小路玄慧法印八、初、儒家二して北畠姓也。中頃、天台宗に歸して僧となる。平貞時、其機量きりょうを知て乾元元年鎌倉に最勝寺を建立の時、玄慧をして導師となさしむ故に暫く爰に住す。玄恵八素より僧律を以て専

とせざれば辞して復また還俗す。身終る迄無髪あはすにして自洗心子ト号し、亦健軒と称す。著所太平記四十一卷世二行る。亦童蒙の便ならしめん為に庭訓往来を作れり。叡覽を得て都鄙に博く涉れり。書名八論語の文により。

この文章は明らかに「六」で紹介した『三才図会』に基づいていると思われる。「玄慧」・「玄惠」の表記まで一致する。『三才図会』に見当たらない「北畠姓」や「四十一卷」また「書名八論語の文により」等の文言は、著者自身の知識を加えたものと考えられるが、或いは『絵鈔』に依りながら何か他のものも参照してまとめたのであろうか。いずれかは未詳。右の文章は、『庭訓往来』の作者が玄惠法印であることを前提とした玄惠法印伝である。よって『講釈』の作者説は、「玄惠法印作」である。しかし、その時代をいつと理解していたのか、この文章からは不明である。

ところで、天保五年（一八三四）刊行の『具注鈔』が『捷註』の説を承けて『庭訓往来』の作者とされてきた玄惠法印説を否定したことは「七」に述べたとおりである。本書『講釈』が『具注鈔』を参考としている点については上に見たとおりである。故に本書の著者は、『具注鈔』に於いて玄惠法印説が否定されたことは承知のほずである。それにも関わらず従来の説が復活しているのは、玄惠法印説が揺るぎない存在であったからであろう。加えて、本書は「当時の粗本廉売を狙った中本仕立の版本」（上述吉井氏文献同頁）であることから、著者玄惠法印の名を持ち上げ、『絵鈔』同様の華々しい口絵を描きたかったのかも知れないとは稿者の憶測である。

この『講釈』の玄惠法印伝は、嘉永五年（一八五二）刊の『庭訓往来諺解』（以下『諺解』）に文言の違いは多少あるもののほぼ同文で取り込んである。左記に紹介する。

『庭訓往来諺解』（頭書絵入り、刊記「嘉永五子歳孟秋新刻ノ東都書肆甘泉堂和泉屋市兵衛版」）

北小路玄恵法印八、初、儒家にして北畠姓なり。中頃、天台宗に歸して僧となる。平の貞時其識量を知て乾元元年相州鎌倉に最勝園寺建立の時玄恵をして導師となさしむ故に暫爰に住す。素より玄恵八僧律の事を以て専とせざれば八辞して復還俗す。身終るまで無髪にして自ら洗心子と号し、亦健軒と称す。著所の太平記四十一卷大に行はれて其博識以て世に知る所なり。将童蒙たうもうに便たうりならしめん為に庭訓往来を作れり。都鄙に涉りて珍重す。庭訓と云八論語に孔子庭に立て詩礼を問、伯魚に示し給ひしこと有を以て童蒙に教諭するを庭訓といひしより此書を庭訓往来と八号やちゅうしものならんとぞ。

冒頭の「北小路玄恵法印八」以下「都鄙に涉りて珍重す」までを見ると先の『講釈』の「機量」に対して『諺解』は「識量」と類似の語彙に変え、「玄恵八素より僧律を以て」に対して「素より玄恵八僧律の事を以て」と語順を変え、「亦童蒙の便ならしめん為に」に対して「将童蒙またに便たうりならしめん為に」、「叢覽を得て都鄙に博く涉れり」に対して「都鄙に涉りて珍重す」等と表現に多少の違いを見せたり工夫は見られるものの『講釈』の文章が基になっていることは明らかである。しかし、『諺解』にある「其博識以て世に知る所なり」の部分は『講釈』には見当たらない。この部分の基になったのはおそらく「六」で紹介した『三才図会』であろう。そこには類似した表現の「以博識聞于世」の一文が存在する。また、上に見た『講釈』との違いの語彙に「識量」を挙げたが、この「識量」も『三才図会』に存在する語彙である。更に『講釈』に「最勝寺」とあるのに対して『三才図会』どおり「最勝園寺」とある。よって『諺解』の著者（巻頭に「北峰成識」の識語、山崎美成であろう）は、『三才図会』を参照したであろうと推測する。一方、『講釈』を参照したことは、全体の近似だけで無く、『諺解』に

「初、儒家にして北畠姓なり」とあるのに対して、『三才図会』には「北畠姓」の文言は存在せず、この一文が『講釈』の記述そのままであることから明らかである。『諺解』の玄恵法印伝が記された面の一角には、黒々とした背景に白く象られた玄恵法印の坐像が添えてあり、『庭訓往来』の作者としての玄恵法印が読者に強く印象づけられたことであろう。『講釈』で復活した玄恵法印作がここに再び継承されたのである。

### おわりに

江戸時代出版の『庭訓往来』注釈書が作者についてどのように解説しているのかを辿ってきた。それにしては各本の説明に誌面の多くを費やしてしまったのは反省点である。それ以上の反省点は、辿るからには調査本の選定には十分な配慮が必要であったことである。不十分な調査ながら明らかになったことは、各書がその時々最新の情報・資料を用いていることであり、また、「五」に取り上げた寛政十二年（一八〇〇）刊『捷註』の中で平丘に依って玄恵法印作が否定されながらも近代まで玄恵法印作が消えずに来たことである。平丘の主張は、『庭訓往来』には公家全盛の風と足利至隆の風とが混雑している故に、未だ足利至隆にはない観応元年に死亡した玄恵法印が作者であるはずはないと言うものであった。「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の書入注 5で見たようにそこでは『庭訓往来』の中に禅宗に関する記述があり、禅宗伝来の時代と玄恵法印とを如何に結びつけるかに苦慮していたが、玄恵法印作が否定されることはなかった。平丘は、内容にそぐわないとして伝統的に継承されてきた玄恵法印作を否定したのであった。『庭訓往来』の中身が玄恵法印の在世時代にそぐわない点を指摘した平丘の説は極めて論理的であり、その説は、幸いに天保五年（一八三四）刊の『具注鈔』に引き継がれた。しか

し、その後、この説は埋もれてしまったのか、玄恵法印作説は復活し、継承された。玄恵法印作説を廻るこの軌跡は、今回の十分ではなかった調査本からの結論であり、調査本を吟味し、また、調査の範囲を広げることによって或いは別の軌跡が描けたかと思うものの、玄恵法印作説が近代まで続いたことを考えれば、たとい調査が十分であっても平丘説は埋もれ、玄恵法印作説が復活し、継承されたという軌跡に変わりはないのである。復活の要因は、例えば「六」に紹介した事典類、また、その事典類に記された「玄恵法印著太平記」に関連した芸能などが『庭訓往来』注釈書の著者に影響を及ぼしたのであると推測する（小著三三二頁、三三三頁）。

## 【注】

(1) 『庭訓往来註』が古活字版を踏襲したものである点については先の小稿（『寛永八年版『庭訓往来註』について』、中京大学文学部紀要 第五十四巻第二号、二〇二〇年三月）で触れた。なお、以下、『庭訓往来』の表記は注釈書も含めて「庭訓往来」とあっても行論に関わらない限り「庭訓往来」で統一した。書名・引用文は現行字体に改め、必要に応じて元のままとしたものもある。句読点は私意、傍訓は一部を残して省略し、豎点は全て省略した。また、小稿で取り上げる書名の表記は、注2・注10の吉井始子氏の文献に準じた。

(2) 『庭訓往来の研究（その一）注釈本系版本について』、東京家政学院大学紀要 第四号、一九六四年二月。

(3) 東京家政学院大学附属図書館編集・発行、一九九七年。

(4) 『寛永八年板系統』の諸本を家蔵本で紹介する。この五点の本は、長谷川端氏旧蔵本である。後掲図1〜5参照。これらの本に依って版面の変化をみることでよい。

図1 寛永八年（一六三一）八月刊『庭訓往来註』 上下二巻二冊 大本

題簽不明、内題「庭訓往来註上(下)」、版心「庭訓抄上(下)」、全体の構成は上巻巻頭の序文の後、各状毎に本文・注を繰り返す。注は本文に対してやや小さめの文字、傍訓は片仮名、注は片仮名交じり文。各施注語の頭に丸印を付す。全て楷書体。上巻四十九丁、下巻五十五丁。五十五丁裏中央に「寛永八年月吉辰日」と刊記。出版者名無し。

図2 慶安二年(一六四九)二月刊『庭訓往来註』 上中下三巻三冊 家蔵本は改装一冊合本 大本

内題「庭訓往来<sup>註</sup>」<sup>(中註・下註)</sup>、「註」と割書、版心一枚目「庭訓抄 序」、二枚目以降「庭訓抄 巻上(中・下)」、下部魚尾のみ。上巻序一枚・五十四丁、中巻三十一丁、下巻四十一丁。四十一丁表尾題の後に跋文と刊記「比来庭訓抄雖行于世文字錯乱而ノ理義難通仍訂正於旧本以重鑿于ノ新梓焉云ノ慶安二<sup>二</sup>歳中陽吉辰ノ二條通松屋町ノ山屋治右衛門刊行」。

本書は、寛永八年版に較べて本文の文字が非常に大きく、その本文を所々区切って、その間に細字二行で注が書かれている。この割注形式は本書から始まる。本文の区切りは寛永八年版の丸印を打った施注語を目安としている。本文部分一面七行十一字詰。「寛永八年板にくらべて、本文の文字を二倍以上に拡大し、割註の字を二六分の一以下に縮小」(石川謙氏編『日本教科書大系第三巻古往来(三)』一八四頁、講談社、一九六八年、参照本は一九七八年第三刷)。傍訓は片仮名。注は片仮名交じり文。全て楷書体。当初の持ち主のものであるうが、下巻四十二丁裏と裏見返に書き付け。

図3 刊年不明『庭訓往来註』 上下二巻二冊 家蔵本は改装一冊合本 大本

内題「庭訓往来<sup>註</sup>」<sup>(中註・下註)</sup>、「版心「庭訓抄」」。裏見返に「めときや宗八板」として出版物二十七点を掲載。その中に「庭訓抄二冊」とあるのは本書のことであろうか。本書は、慶安二年版の版面作りを継承して内題の「註上」を割書にしてある点、本文の区切りの位置、傍訓は片仮名、注は片仮名交じり文、全文楷書体等全て同じである。異なるのは文字の大きさを縮小した点で、匡郭の大きさはほとんど変わらずに本文部分一面八行十八字詰。上下に魚尾、丁数は上巻序として一枚・(初・二)卅二(三十二丁、下巻(初・二)四十二(四十二丁。石川謙氏は、慶安二年版の形式を継承しながら本文の字形のあまりに大きすぎるのを調整していくらか小形にした最初のものとして承応四年版を挙げられた(図2石川氏文献一八五頁)。その承応四年版と同じ板下を用いたのが明暦元年(一六五五)林鐘(六月)出版のもので



ある。吉井氏は、この林鐘版、そして林鐘版の覆刻本と考えられる同年黄鐘（黄鐘・十一月）出版のもの、また、この黄鐘版と同じ板下を用い序文を取り除いた刊年不明のもの、おそらくは明暦版よりは大分下った頃の刊行と考えられものを紹介された（注2の文献二二頁）。図3の本書は、行数・字詰・丁数等の書誌はこの明暦版と一致する。しかし、序文が存在することから吉井氏紹介の刊年不明版ではないが、おそらく明暦版系統のものである。なお、図1・2・3の三点は注釈文が片仮名交じりで書かれていることから片仮名抄と称される。本書の出版年は不明ながら次掲の平版名抄の前に置いた。

図4 万治二年（一六五九）四月刊『庭訓往来抄』 上中下三巻三冊 大本

題簽「<sup>前</sup>庭訓抄上（中・下）」。内題「庭訓往来抄上（中・下）」。版心「庭（魚尾）上（丁付）魚尾」。家蔵本は、虫損は無いものの綴じ糸がほつれ表紙の傷みが大きい。上巻序一枚・四十六丁表まで、中巻二十四丁、下巻三十一丁。三十一丁の丁付「卅一終」。表で本文が終わり尾題は存在せず、余白に極めて大きく「萬治二稔四月吉旦」と刊記。出版者不明。本書は表紙の資質など安価な印象。内題がこれまでの「庭訓往来註」から「庭訓往来抄」と変わり、用字も変化して傍訓は平仮名、割注は平仮名交じり文。付訓の数は前掲本にも増して総振り仮名に近い。平仮名抄として刊年の分かる最初のものである（石川謙氏編『日本教科書大系 往来編別巻 往来物系譜』講談社一九七〇年七三頁）。また、これまで楷書体であったが本書は本文・割注共に行書体。注の内容は前掲本と変わらないものの割注を入れるための本文の区切りは、明暦版より少ない。すなわち割注が入るまでの本文が長い。本書と前掲書図3の一月往状を比較したところ、図3は施注語を区分の目安としてあり、本書は、本文の句読点を打つ位置を目安としている。よって割注の内容は同じながら書き出しに多少の違いが見られる箇所もある。図3と図4の内題のある版面参照。本書のこの変化について石川氏は読本（習字手本）としてのみでなく、本文を構成する文字のひとつひとつについて、その読みを学習させようとしたもの「石川松太郎校注『庭訓往来』三四五頁、東洋文庫二四二、平凡社、一九七三年、引用は七九年版）としてではなく、作文教科書としての役目に重点を置き換えたためとみる（前掲図2石川氏文献一八七頁）。

図5刊年不明『庭訓往来抄』 三巻三冊 大本 家蔵本は裏打ち改装

題簽「<sup>新撰</sup>庭訓抄上(中・下)」内題「庭訓往来抄上(中・下)」丁数上巻三十八丁(丁付は破損不明有り)、中巻二十一丁、下巻二十五丁。尾題が存在しない点は図4に同じ。巻末二十五丁表左隅に「松會開板」とある。本書は、題簽の字形・平仮名抄・行書体・全体の雰囲気等図4と極めて似ているが別版である。本の大きさが縦一・三糎ほど大きく、四周単辺の匡郭内は縦二十二・三糎で図4の四周双辺の二十・八糎よりも一・五糎ほど大きく、よって各冊の丁数が図4よりも少ない。しかし、文の区切り箇所は同じであり、注釈文も同じである。但し、仮名表記にわずかな違いが見られる。例えば図5の序文の一行末「宗とすひそ」とある「す」は「須」の草書体、図4の同箇所の「す」は「寸」の草書体であり、続く「ひ」の字形が異なるなどである。本の大きさ紙質などから図4よりは上等本と思われる。なお、万治二年五月に読本系の『庭訓往来』が松会より出版されている。この本の片点及び平仮名の総振り仮名は最初かとされる(図4石川氏文献六四頁)。

(5) 「真名抄」は、『庭訓往来』の本文を適宜区切り、割注を漢文体で施した注釈書。著者、成立年代未詳。室町時代末期には流布していた。注(4) 図2石川氏文献に「伝本の翻刻所収」。

(6) 注(4) 図2石川謙氏文献二〇一頁、図4石川松太郎氏文献三五三頁。

(7) 注(4) 図4石川謙氏文献八一頁。

(8) 「新撰庭訓抄について 付録・新撰庭訓抄(翻刻)」『東京家政学院大学紀要』第二二号、一九七二年二月。『新撰庭訓抄』についての吉井氏の研究の引用は全て当論文に依る。

(9) 「序末書入注」 2 「趨」の傍訓を吉井氏は「きらつて」と読まれたが「ハしつて」と判断。 3 「耆英」について。吉井氏は判読不明として「耆」と表示され、振り仮名は「きはく」と読まれた。稿者も原文の文字の判読は困難ながら「真名抄」の諸伝本に本注と同様の注記が存在し、それらに依ればこの箇所は「耆英」である。今、仮に原文の字形は「英」の崩しと判断し、振り仮名は「きえい」と判断するも、なお、迷いが残る。

- (10) 「庭訓往來の研究(その二) 繪抄本系版本について」五五頁。『東京家政学院大学紀要』第五号 一九六五年二月。
- (11) 稿者著『玄惠法印研究 事跡と伝承』(新典社研究叢書一九二、二〇〇八年)一六三頁。以下「小著」頁は本書の頁を示す。

(12) 内田武志氏・宮本常一氏編『菅江真澄全集 第四卷』(未來社、一九七三年)二二七頁。なお、引用文の後に玄惠法印に関わる記述が続く。ここに記された玄惠法印の伝承は、複数の伝承を集めたようである。当時の伝承がどのようなものであつたかを知ることができると思われるので、長文ながら引用させていただき、紹介する。引用文中の宗論については延宝六年(一六七八)刊『延宝伝燈録』所収「京兆南禅通翁鏡円師」に収載。

『菅江真澄全集 第四卷』二二七頁

北平沢の浦におしならびて、北畠といふがいとふりたる名なり。こゝにいひ伝ふ、「玄惠法印はこの北畠の浦に生れしと」おもふに、さすらへの君などの子にてやあらんが。家は藤原たり。ふみはらはのむかしは本山日積寺にまねびて、のち都に至り比叡山にまねびぬ。文保元亨のころ、うぬまなびする児のために書を作れり。もんじやうことさらめでたければ、後醍醐の帝叡感のありて、此ふみの名を庭訓とたまふ。亦熊谷状をもかけりとか。光明院(二三三四〜三八)のとしならん、二條の馬場殿にして御遊ありて、義貞にみことのりありて日を経てのちに、万里小路藤房卿勅を承りて、北畠の玄惠に叡感のおもむきをのべられければ、玄惠、義貞にかたらひて鎌倉の滅亡の事をしるし、つぎに尊氏、直義等に会て、隠謀、ならびに六波羅のほろびたる事もしるされたり。主上叡感のあまり、玄惠に三品をたまひて僧都になしたまひしとなん」天註 ある書にいふ、北畠玄惠法師は、『元亨釈書』をあらはしける東福寺の虎関禅師のはらからにして、皇都に生れし人たり。『太平記』の三四五六七八九十の巻を編り。後醍醐帝の御代の人なり。姓は藤原にして、そのころ比叡山に三上綱ありし、玄惠はそがなかのひとりなりき。資朝卿、ひめとひめたるあがむねをあかさんがため、美濃の国土岐伯耆十郎頼貞、多治見次郎国長など集居て無礼講を催れたり。此とき玄惠法印にその文談をかゝせられたるよし、昌黎赴潮州といふ長篇のくしぞ有ける。大和の多武峰の寿栄法師は玄惠法印の弟子にて、是も『太平

記」のもれたるを書そふ。六人の作者のひとりなり。元弘三年癸酉正月廿一日八宗の僧侶蒙勅定清涼殿に候す。紫楚大徳寺妙超侍者扨杖を取て簾前に進て三拜し、向竜顔謹て奏して曰、今日の宗論以一言理すべし、負る者は下部たるべし。直奏急也。叡聞ましまして八宗に制示を加へたまへば、三千の僧侶白州に蹲て各礼諾す。先天台と禪宗と可宗論旨勅下あり。于時玄恵法印殿中に進出問曰、如何是教外別伝。ときに超侍者答曰、八角磨盤空裡に走る。玄恵法印此語を不会疑擬す。超侍者拏弘子その座を追立為下部、其名を宗叡と呼たり。玄恵法印赤面して座に跪く。次に三井寺の僧正箱を携来て面前に置、語未発超侍者問曰、是何者ぞ。僧正曰、是乾坤の箱。侍者杖を以撃碎して云、乾坤打破の時如何。不及答話口啡々として僧正去ぬ。即下部として其名を宗円と号す。帝前に約諾せし上は辞するに不及、二人輿を昇き紫野に行ける。そのありさまを見る人哀を促しける。此日即大徳寺草創の勅下あり。後醍醐天皇の勅願寺也。玄恵法印「太平記」を編せり。されど此一行を不書には宗論に負たるより其恥辱はなはだ重し。久しく大徳寺に擣となりて白袴を着て磐を打て住雖、然世の智人文者なれば尊氏卿の舎弟直義朝臣の寵に仍て、紫野を出て洛中に徘徊す。このとき「太平記」を編綴すといへり」。玄恵法印この生れしいはれこそしらね、旧にし浦とおぼゆ。

(13) 注(11)の小著一七九頁『日本古今人物史』の誤植を訂正する。(誤)然無而終身 (正)然無髮而終身

(14) 元禄十五年(一七〇二)刊『諺解大成』に「何れの書にも見あたり侍らね八」とあることから『諺解大成』の著者永井は、寛文九年(一六六九)刊『古今人物史』を見ていないのである。このことから『絵鈔』の著者も『古今人物史』を見ていない可能性は高く、『絵鈔』の参照本が『古今人物史』ではなく、『三才図会』であると考へる。

(15) 石川氏は、注(4)図4の文献に於いて「講釈」の図を「玄恵が庭訓往来を献上する図」と解釈された(七九頁)。稿者は、当図が『絵鈔』の図を意識していると理解して『絵鈔』同様に当図も御進講の図と解釈した。吉井氏も御進講の図と解釈。注10文献三一頁。

(16) 明治十九年刊『大日本人名辞書』の「ゲンエ」の項は、『大日本史』に依拠している。しかし、『大日本史』には記されていない『庭訓往来』を著作として記述。当時、玄恵法印が『庭訓往来』の作者として如何に著名であったかを物語っ

ていよう（小著三三三頁）。その後、明治三十六年に『庭訓往来諸抄大成』が出版され、その「例言」に於いて著者松井簡治が「庭訓往来の作者は、古くより玄慧法師の作といひ伝えたり、されどたしかなる拠あるにあらず」と記したものの、この説は気づけなかったのか、その後も「庭訓往来作者未詳」には至らなかった。

図 版



図 1 - 1 寛永八年刊 表紙

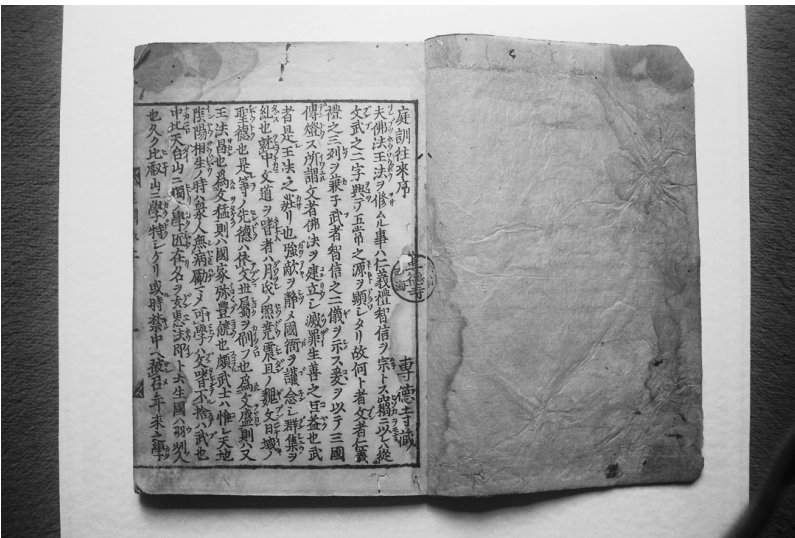


図 1 - 2 上巻巻頭 序

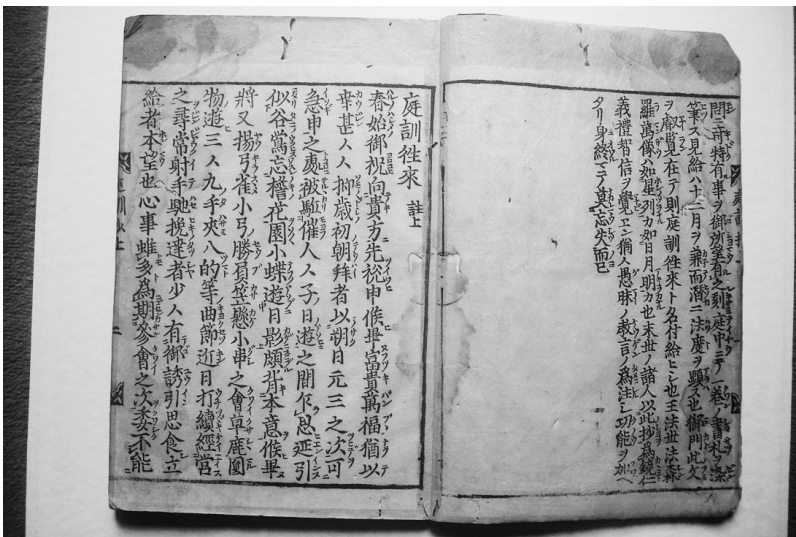


図 1-3 上巻 内題

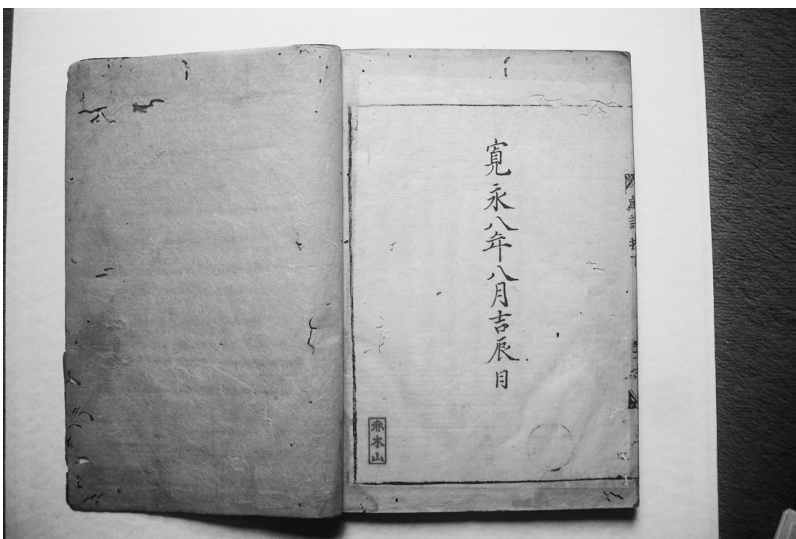


図 1-4 下巻 刊記





図 2-1 慶安二年刊 表紙 (改装)



図 2-2 上巻巻頭 序





図 2-3 上巻 内題

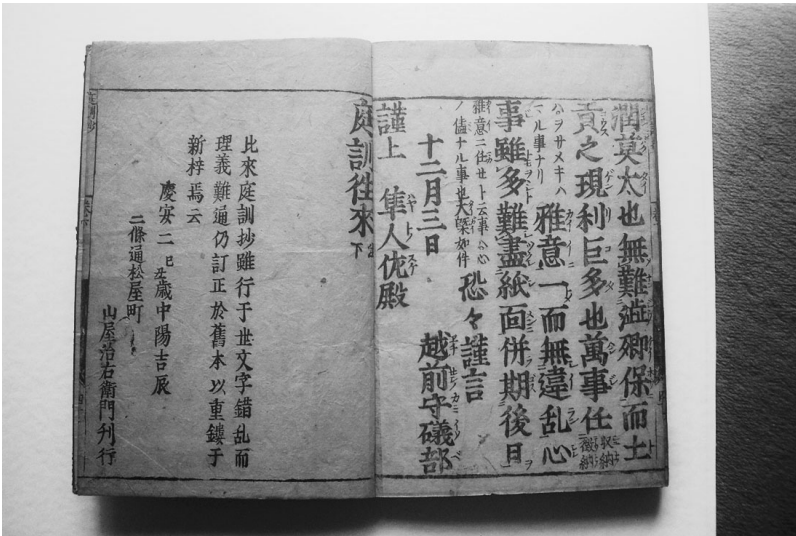


図 2-4 下巻 刊記



図 3-1 刊年不明 表紙 (改装)

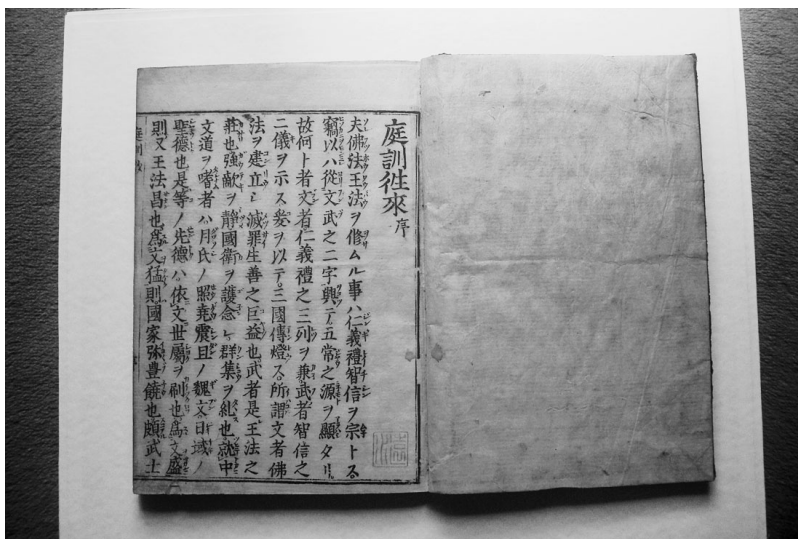


図 3-2 上巻卷頭 序

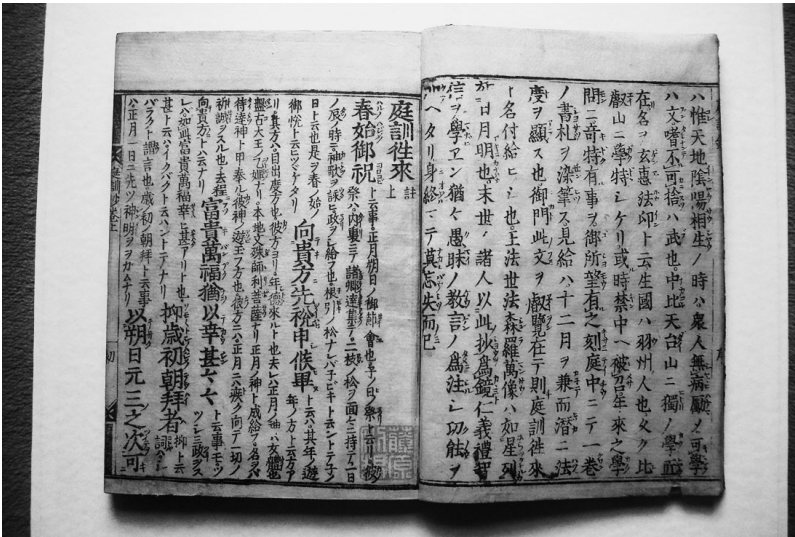


図 3-3 上巻 内題

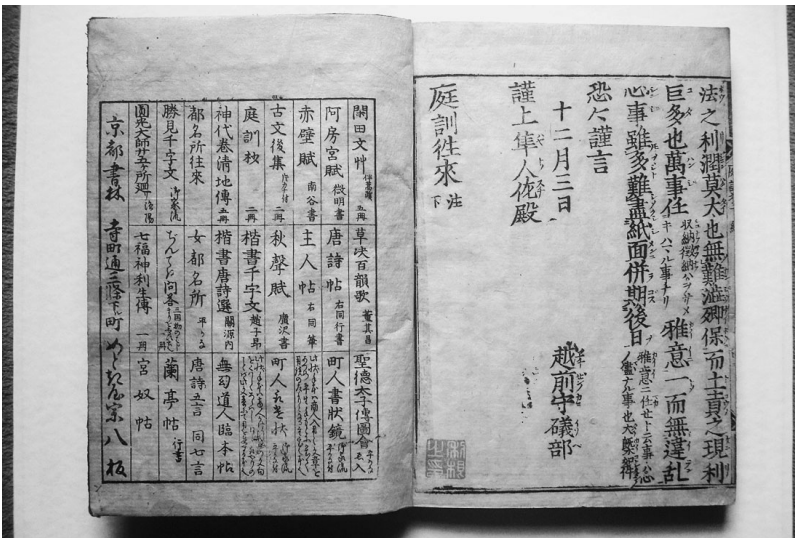


図 3-4 下巻巻末



図 4-1 万治二年刊 表紙

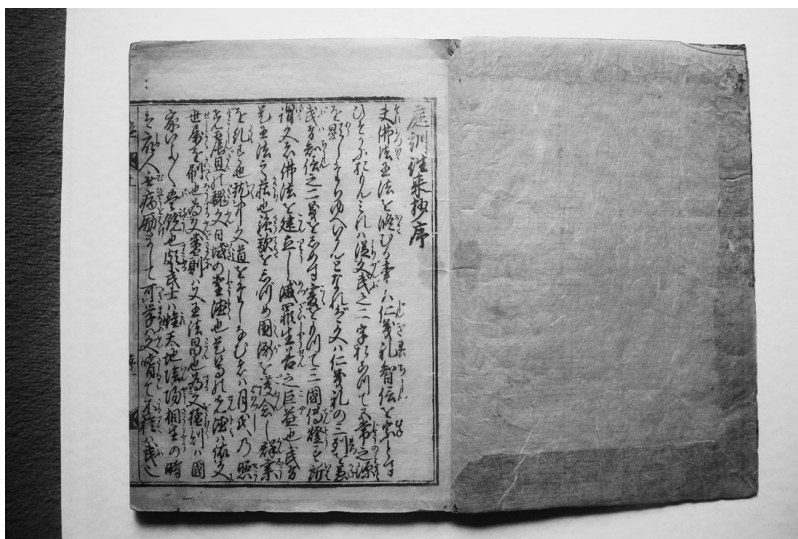


図 4-2 上巻巻頭 序





図 4-3 上巻 内題



図 4-4 下巻 刊記

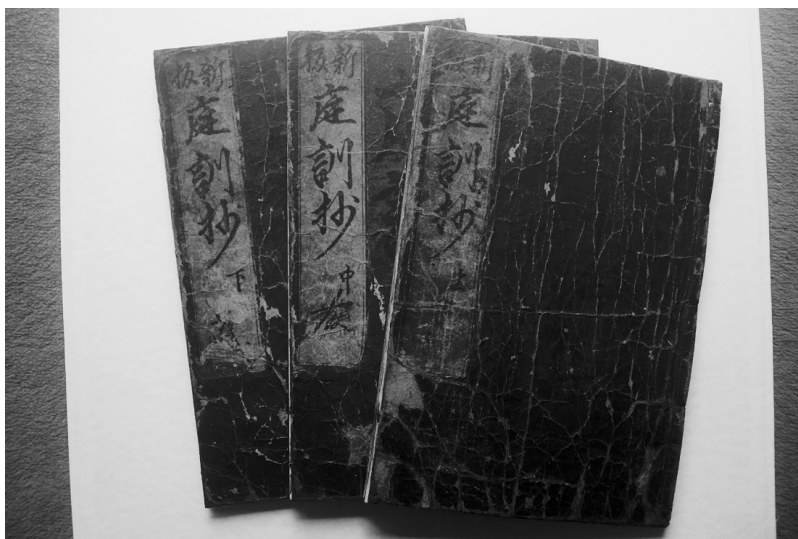


図 5-1 刊年不明 表紙



図 5-2 上巻巻頭 序



図 5-3 上巻 内題



図 5-4 下巻巻末





図 6 庭訓往来図贊一丁裏の図

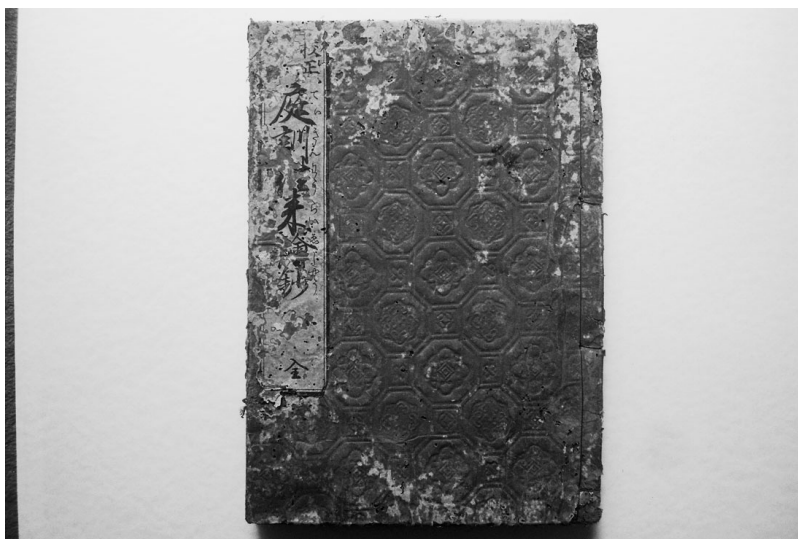


図 7-1 庭訓往来絵鈔 表紙



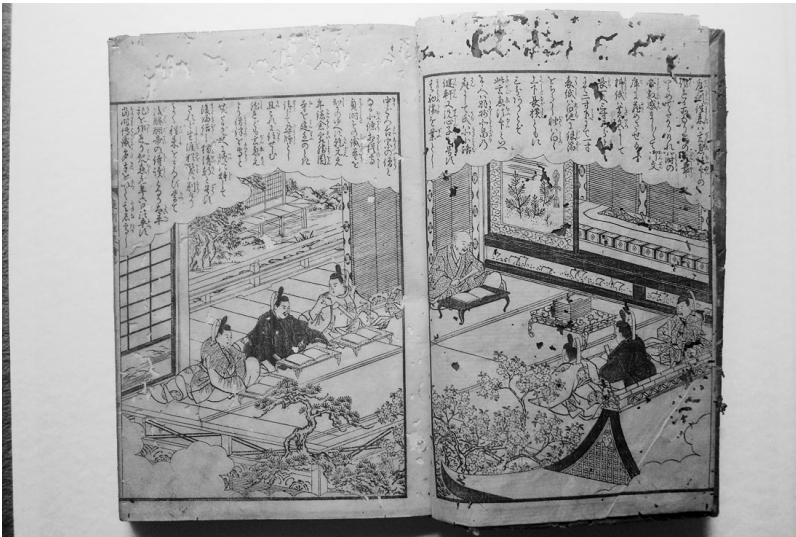


図 7-2 口絵



図 7-3 刊記



図 8 - 1 庭訓往来講釈 表紙



図 8 - 2 口絵

## 付記

長谷川端先生（中京大学名誉教授）には貴重な書籍を多数御恵与賜りまして衷心より感謝申し上げます。また、御助言も賜りまして重ねて感謝申し上げます。国文学研究資料館並びに早稲田大学図書館公開の画像より部分的ながら引用紹介に利用させて頂きました。御礼申し上げます。